

實地
適用
小學國語教授新法

女子高等師範學校教授黑田定治先生校閱
大日本小學校教授管理研究會修正
文部 屬 比佐祐次郎著



東京

六合館

緒言

昨明治三十三年八月中、小學校令を改正せられ、従て文部省令第十四號を以て、舊教則大綱中の讀書、作文、習字の三科を廢して、改めて國語科てふ新題目を掲けらるゝや。或は之を便とするものあり、或は之を不便とするものありて、甲論じ乙駁し、都會は云ふも更なり、如何なる避村の教育者と雖ども、口を開けば談必すこの事に及ばざるなし、これ明治昭代の教育興隆の一盛況と云ふべきものにして、誠に悦ぶべきことなりとす。而して現今此科の教授に關する著述を求むるに、世上二三の數ふべきものなきにあらずと雖ども、何れも理論の一方にのみ走りて、更に實地の應用に適切あるものあるを認めず。

夫れ今回國語科の改正は一見したる丈けにては、啻に字句を改められたるに止まるが如く思はるれど、深く之を研究するときは、我が國語の發達上に大革新を加へられたるものにして、普通に所謂法文の改廢せられたるものとは、大に其趣を異にするの點あることを發見すべし。

故を以て今日小學校教育の任に當るものは、能く新教則の趣旨のあるところを極め、熱心に此科實施の方法を講究し、以て改正教科の要旨を全ふせんことを務めざるべからず。而して現今我が教授界に於て必要とするところの者は、單に國語科教授の理論の方面に關する著書にあらずして、實に實地應用の方面に關する書籍にあるや言ふまでもなし。之れ吾人か不肖を省みず、平素の實驗するところを綴りて世に公にし、併せ

て大方の教を仰く所以なり。而して本書稿なるや、黒田教授は公務の餘暇を節して親しく批正の勞を賜れり。謹て卷首に書して其好意を感謝す

明治三十四年四月九日

谷中僑居に於て 著者識るす

適用地 小學國語教授新法目次

○第一編 總論

第一章	國語科と改正せられたる要旨	一
第二章	國語科に關する吾人の理想的意見	一四
第三章	現今の教育家が採るべきの方針	一八
第四章	讀書其他の各分科獨立の弊害	二〇
第五章	讀書其他の各分科聯絡の利益	二二
第六章	各分科の特質	二五
第七章	字音假名遣と漢字節減との利益	二八
第八章	國語科と他學科との關係	三二
第九章	國語科教授時間割	三四
第一	時間を豫定するに就きての可否の意見	三四
第二	各分科時間の配當	三六

○第二編 各論

第一章 読み方……………四一

第一節 發音の教授……………四二

第一 發音教授に要する時間……………四四

第二 發音教授の順序……………四五

第二節 假名の教授……………四八

第一 假名教授は實物の名稱に其端を開くべきこと……………五〇

第二 反復練習をなすべきこと……………五二

第三 種々なる方面に應用をなすべきこと……………五二

第四 片假名の教授を先きにし平假名の教授を後になすべきこと……………五三

第五 假名の教授は正音のものより始むべきこと……………五五

第六 假名教授の順序は五十音若くは『いろは』の順に依るべからざること……………五六

第七 新教授は常に前日教授の智識を基礎となすべきこと……………五八

第八 假名の字數を次第に増加して教授すべきこと……………五九

第九 假名教授の初歩の時代には読み方書き方綴り方の區別を立つべからざること……………六一

第十 假名の教授例……………六一

第三節 讀本の教授……………七一

第一 讀本中の文字は成るべく平易なるべきこと……………七二

第二 讀本中の記事は成るべく兒童を喜ばしむべきものなること……………七三

第三 一時間に於て教授すべき讀本の分量……………七五

第四 新に教授せんとする材料に就きては必ず大体の談話を授くべきこと……………七七

第五 摘書の仕方……………七八

第六	初年生の讀書教授は黑板上にて之を行ふべきこと	八〇
第七	讀ませ方につき注意すべき諸點	八一
第八	書取の仕方	八四
第九	復習の仕方	八五
第十	讀書教授例	八八
第二章	話し方	九五
第一	讀本教授の際に讀み方と併せ行ふべきこと	九七
第二	他學科教授の際に之を行ふべきこと	九八
第三	臨時に話し方の練習をなすべきこと	九九
第三章	綴り方	一〇〇
第一	綴り方に對する吾人の主義	一〇一
第二	日用文(即ち候文)に對する吾人の主義	一〇四
第三	文題の撰擇	一〇七
第四	時々模範文を誦讀せしむべきこと	一〇八

第五	綴り方の教授には順序を立つべきこと	一〇九
第六	類似の文題を追ふて文章を綴らしむべきこと	一一〇
第七	綴り方教授に關する形式的區別	一一一
第八	綴り方教授例	一一四
第四章	書き方	一二一
第一	書き方教授の價值	一二一
第二	文字の大小に關する吾人の意見	一二三
第三	字劃を整理にし且つ大きさを適度ならしむること	一二四
第四	走り書をなさしむべからざること	一二五
第五	文字の結構法に注意せしむべきこと	一二五
第六	幼年生にありては一回毎に命令を下して習字せしむべきこと	一三〇
第七	配水法	一三一
第八	書き方教授には豫め一定の規程を設くべきこと	一三二

第九 清書の仕方……………一三五
 附録 文部省改正の字音假名遣及節減の漢字

適用 小學國語教授新法

第一編 總論

比佐祐次郎 著述

第一章 國語科と改正せられたる要旨

舊令の教則大綱にては讀書、作文、習字と明らかに區別せられ在りし者を、今回改正の教則には、斯る名稱を廢して單に國語科と稱へ、而して更に其内容をば讀み方、話し方、綴り方、書き方と分けられたるを見て、改正を喜ばざる一部の人は、舊教則の明瞭なるを稱賛して、新教則の名稱をば却て曖昧なりとか、不明瞭なりとか唱へて、一も二もなく之を排斥せんとせり。凡

そ何事によらず之れに根本的の改正を加へんとすれば、舊來の爲來りを善良なりと考ふる人々の反對を受くるは當然のことにて、更に驚くの必要はなけれども、さりとして正確に改正の要旨を述べ置かざるに於ては、遂には他の人々にまで誤解せられ、果ては飛んでもなき結果を見るの不幸を生ずるに至るべし。之れ吾人か開卷第一に於て、當局者が舊來の讀書、作文、習字てふ三科の名稱を廢し、國語科てふ一名稱の下に、更に讀み方、話し方、綴り方、書き方なる四分科を置くこととせられたる、要旨を論せんと試むる所以なり。

夫れ改正を喜はさるの人々は、舊教則の讀書、作文、習字の三名稱を掲ぐるを頗る便とせり。然れども讀書とは如何なる種類の書籍を讀むことなるか、又作文とは如何なる文體の文章を

作ることなるか、其意義誠に不明瞭なるにあらずや。故を以て漢學により其頭腦を鍛えられたる人々は、小學の兒童をして成るべく、漢學より脱化し來れる書籍を讀ましめ、文章を作らしめんことに努力し。又我中古文によりて其思想を作られたる所謂國學者てふ人々は、成るべく『めらん』『めり』の中古文を讀み且つ作らしめんことを主張し。又外國語に心酔せるの輩は、一書一文凡て外國語より化生し來る、直譯的語句のものを採用せんと試み。其甚しきものによりては、同一の學校に於て教師の異なるに従ひ其主義を異にし、教室の違ふによりて其方針を違へ、前學年には言文一致體の文章を作るに馴されたるの兒童は、次學年にありては、拮据犖牙なる漢文流の文章を作らざるべからざる奇觀を呈し、各學科中最も趣味多くして、

兒童の最も喜ぶべきの此學科は、却て恐怖厭嫌を以て避へらるゝの不幸を見るに至れり。

夫れ何れの國にても、時代の違ふに従て言語に多少の差異を生じ、言語の差異を生ずるに従て、又文章の上に多少の變化を生ずるに至るは、勢の免れざる處なれども、我が國現時の如く、言語文章の上に種類の多き處なかるべし。何を以て斯る状態を呈するに至りたるかと云ふに、之れには種々の原因あるべし。雖ども、其重なる理由は本邦の文學は、朝鮮、支那其他の國々の影響を受けて、複雑なる道途を進み、我が國の言語文章は、我が國の言語文章として特別なる發達をなさざるに歸せざるべからず。而して斯くの如く言語文章の上に種類多きときは、學習の方面に於て、兒童は獨り無用の時間と、腦髓を費さざ

るべからざるのみならず、各其修むる處の異なるに従て、人々其思想と感情とを異にし、果ては國民の統一上にも非常の支障を生ずるに至るや必せり。これ今日我邦の識者が言語文章の日に多岐に走るを憂ひ、國語の統一てふことを盛んに唱道し、従て文部當局者に於ては新教則の冒頭に國語科てふ名稱を掲げ來りて、世人の注意を新にし、以て舊來の如く教師の違ひ、教室の異なるに従ひ、或は漢文流の文を教へ、或は和文流の書を読ましめ、或は又直譯體の文を作らしめて、各々自己の好む處に其兒童を引き入れんとするか如き弊害を矯正せんとせらるゝ所以なり。

今文部當局者が國語科改正の要旨を明瞭ならしめんが爲に、左に該科に關する新舊教兩則の對照したるものを示すべし。

第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及ヒ文章ヲ知

ラシメ、正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓
發スルヲ以テ要旨トス

〔舊令〕第三條 讀書及ヒ作文ハ普通ノ言語並ニ日常須知

ノ文字、「文句」、「文章」ノ讀ミ、方、綴リ、方、及、意、義ヲ知ラシメ
「適當ナル言語及字句ヲ用、非テ正確ニ思想ヲ表彰スル

ノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ、假名ノ讀ミ、方、書キ

方、綴リ方ヲ知ラシメ、漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及近

易ナル普通文ニ及ホシ、又言語ヲ練習セシムベシ

〔舊令〕全條第二項 尋常小學校ニ於テハ「近易適切ナル事

物ニ就キ、平易ニ談話シ、其言語ヲ練習シ、假名ノ讀ミ、方

書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ、「假名」ノ「短文」及「近易ナル漢字

交リ」ノ「短文」ヲ授ケ、漸ク進ミテハ「讀書作文」ノ教授時間

ヲ別チ、讀書ハ假名文及近易ナル漢字交リ文ヲ授ク、作

文ハ假名文、近易ナル漢字交リ文、「日用書類」等ヲ授クベシ

高等小學校ニ於テハ稍進ミタル程度ニ於テ、日常須知ノ

文字及普通文ノ讀ミ、方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ、又言語ヲ練

習セシムベシ

〔舊令〕全條第三項 高等小學校ニ於テハ讀書ハ普通ノ漢

字交リ文ヲ授ケ、作文ハ漢字交リ文及「日用書類」ヲ授ク

ベシ

讀ミ、方、書キ方、綴リ方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時

間ヲ區別スルコトヲ得ルモ、特ニ注意シテ相聯絡セシム

ル・ユ・ト・ヲ・要・ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心
情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其材料ハ修身
歴史地理理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ
富ムモノタルベシ

〔舊令、全條第五項 讀本ノ文章ハ平易ニシテ普通ノ國文
ノ模範タルヘキモノナルヲ要ス故ニ兒童ニ理會シ易
クシテ其心情ヲ快活純正ナラシムルモノヲ採ルベク
又其事項ハ修身地理歴史理科其他日常ノ生活ニ必須
ニシテ教授ノ趣味ヲ添フルモノタルベシ〕
女子ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フ
ベシ

文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル
事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ
記述セシメ其行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナラシムルヲ
要ス

〔舊令、全條第六項 作文ハ「文章ノ綴リ方」ト改メタル
ノ外條文同ジ〕

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ楷書行書ノ一種若ハ二種
トス

〔舊令、第四條 習字ハ通常ノ文字ノ書キ方ヲ知ラシメ運
筆ニ習熟セシムルヲ以テ要旨トス〕
尋常小學校ニ於テハ片假名及平假名近易ナル漢字交
リ文ノ短句通常ノ人名苗字物名地名等ノ日用文字及

日用書類ヲ習ハシムヘシ』
 『高等小學校ニ於テハ前項ノ事項ヲ擴メ更ニ日常適切
 ノ文字ヲ増シ又日用書類ヲ習ハシムヘシ』
 漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ行書若クハ楷書ト
 シ高等小學校ニ於テハ楷書行書草書トス
 國語ヲ授クル際ニハ常ニ其意義ヲ明瞭ニシ且既修ノ文
 字ヲ以テ通常ノ人名地名等ニ應用セシメ單語短句短文
 ナ書取ラシメ若ハ改作セシメテ假名及語句ノ用法ニ習
 熟セシメンコトヲ務ムヘシ
 〔舊令第三條第四項 讀書作文ヲ授クル際單語短句短文
 等ヲ書取ラシメ若クハ改作セシメテ假名及語句ノ用
 法ニ熟セシムヘシ〕

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習ニ注意
 シ又文字ヲ書カシムルトキハ其字形及字行ヲ正シクセ
 シメンコトヲ要ス
 〔舊令第四條第五項 習字ヲ授クル際殊ニ姿勢ヲ整ヘ執
 筆及運筆ヲ正シクシ字行ハ整正ヲ尙ヒ運筆ハ務メテ
 速カナラシメンコトヲ要ス〕
 〔舊令全條第六項 他ノ教科目ノ教授ニ於テ文字ヲ書カ
 シムルコトアルトキハ亦常ニ其字形及字行ヲ正シク
 セシメンコトヲ要ス〕
 以上新舊二教則を比較對照するに於ては、讀者は果して如何
 の感をなすか。只一讀したる丈けにては、一二言句の改まりた
 るを知るのみにて、大體の内容は前者とさして異なる處なき

を認むるならん。然れども吾人は此の變動の見えざる裡面にこそ、文部當局者が大に意を用ゐて、舊令を改められたる點あることを、教育者に警告せんとするものなり。夫れ普通の言語を重んじ、日常須知の文字文章を知らしめんことを務め、且つ正確に自己の思想を言語文字を用ゐて發表するの能を養ふべきことを唱道したるは、新舊兩則とも別に異なる處なし。然れども舊來の成績を鑑みるに、毫も以上の如き目的を達するを得ずして、却て前に述べたるか如き不結果を現はし、若し此儘に打ち棄て置くに於ては、國語に關する兒童の知識は、支離滅裂殆んど收拾すべからざるの状態を呈出するに至らんとせり。讀書科に對し、作文科に對し、習字科に對する方針、既に前に述ふるか如くなるに、事皆目的と違ひ何故

に斯る意外の不結果を見るに至りたるかと云ふに、之れ一時旺盛を極めたりし漢學の舊思想が陰然讀書、作文、習字の三科を支配し、冥々の間に於て教則大綱の趣旨は、遂に棄てらるゝに至りたるに依るは明なる處なり。故を以て炯眼なる我か當局者は、早くも此點を看破し、國語科てふ新題目を掲げ來りて、舊來の讀書、作文、習字の三名稱を廢し、以て小學校に於て行ふ處の、彼の讀み方、話し方、綴り方、書き方なるものは、飽くまでも我が現時の社會に行はるゝ普通語と遠ざからしめざることを務め、又字音假名遣法を定め、或は漢字數を節減するなど、舊來の弊根を一洗して、以て國語の統一を計らんと焦心苦慮せられたり。夫れ文部當局者素より鬼神にあらず、故を以て強めて改正法

令の失點短所を探求するに於ては、議を挿み論を入るべきの點また無きにしもあらざるべし。然れども彼の文字教育を過重したりし舊精神を排斥して、普通教育界に國語尊重てふ一生面を開き、漢字若くは假名は、單に國語を記述する機關に止まるを以て、舊來の如く此等の學習に多くの時間と、腦力とを費すの甚た理由なきを、唱道指示せられたる一事は、確に新教則の優點長所として稱賛せずんばあらず。

第二章 國語科に關する吾人の理想的

意見

前章に於て論じたるか如く、我か當局者は改正教則中に國語

科てふ新題目を掲けたり。而して其文章に關する内容は如何んと云ふに、單に普通文とのみ記して、更に其普通文なるもの如何なる性質のものなるかを詳述せず。故を以て教育者中種々の意見を抱き、勝手の解釋を試むるものを出し、或は純然たる言文一致体の文章を以て普通文なりと稱へ、或は新聞流義の文章を以て普通文なりと主張し、或は又平易なる和文体の文章を以て普通文と認むべしと唱道し、甲論じ乙駁し、殆んど其歸着する處を知らず。

夫れ我か國現時の状態は、實に過度の時代に屬せるにあらずや、其凡ての事に秩序なく、系統の立たず、或は明かなるが如く、或は明かならざるが如く、混沌たる有様を呈するは素より其處とす。何んぞ獨り普通文の性質のみ曖昧なりとせんや。

我國今日の有様にては、普通文なるもの、性質を明瞭に定むることの難きは實に以上に述ふるが如し。然れども吾人教育に従事するものは、未來に於て我か社會に行はるべき、普通文なるもの、性質は、果して如何なるものなるかを研究し、今日の學校兒童をして、漸次この種の文章を作らしむる様に導かざるべからず。而して吾人か所謂未來に於て行はるべき、理想的普通文とは抑も如何なるものなるかと云ふに、それは他にあらす、即ち普通の談話を其儘文章に綴りたるもの、是れなり。然るに談話體の文章を直ちに用ゐて、普通文となすことに關しては、人によりて種々の異論を唱ふるものあれど、自己の意思を容易に述べ得ると云ふ事と、何人にも困難なく解釋され、廣く世間に通するといふ三要點より考究する時は、其便利なる

こと、到底此文體の右に出るものあらざるべきを以て、將來に於ては談話體の文章の、社會に勢力を占めて普通文となるは、火を見るよりも明なりとす。尤も今日の狀態にては、地方の異なるによりて、言語を異にし、社會階級の違ふによりて、談話の趣を別にするが故に、優美にして然かも健全の性質を具へたる、所謂標準語なるもの、完全に發達せざる以上は、現時の言語を以て綴りたる文章を、如何なる場合にも、之を應用すると云ふ事にはゆかざるべし。雖ども、今より世の學者と目され、教育家と許され居る人々は、大に言語の撰擇に注意をなし、談話體の文章を綴ることを、熱心に奨勵するあらば、吾人が理想を現實に見るの時期、何んぞ遠しとせんや。

第三章 現今の教育家が採るべき方針

談話體の文章を以て、將來の普通文となさんとすることに就ては、一部の學者間には非常の反對あれど、この國語上の新主張が着々歩武を進め、遂に未來の社會に於て凱歌を奉ずるの期あるは最早や疑ふべからざるの時運に到達せり。故を以て世の教育者たるものは、妄りに舊慣に拘泥することなく、兒童を導きて漸次この新趨勢に伴はしむる様になすべきは、實に刻下の急務なりと雖ども、さりとして又、啻に談話體の文章を教ゆることにのみ走りて、更に他を顧みざるか如き教師あらば、吾人は大に其誤解に陥りつゝあることを、警告せざるべから

ず。何んとなれば我が國の現時は、所謂過度の時代に屬し、世間は公私共に猶未だ舊來の漢字交り文、若くは日用文(即ち候文)を用ゐて、平常の所用を辨じ居るの有様なればなり。故を以て今日の小學校に於ては、常に理論と實際との調和てふことを考へ、一方に於ては大に談話體の新普通文を綴るを獎勵すると同時に、又他方に於ては彼の金錢物品の受取證を始め、一定の書式ある官廳の願届等に關する文体の、讀み方并に綴り方を授くるの方針を採らざるべからず、是れ日本現今の如き時勢には、誠に止むを得ざる處にして、吾人が深くも教育者たるものは、其極端に走るの不利なることを、唱道して止まざる所以なり。

第四章 讀書其他各分科獨立の弊害

舊教則の如く讀書、作文、習字と三科分立し居るときは、教授細目を制定するにも、時間を配當するにも、又成績を考査するにも、大に便利なりと主張する論者あれど、之れ教授其もの、結果を考へざるの意見なり。

元來讀書といふも、作文といふも、習字といふも、皆國語科の一分科に過ぎざるものなれば、教授の方面より論するときは、その互に相依り相助くるの利益あることは、今更改めていふまでもなき事なるが、若し舊來の如く讀書、作文、習字、三科の互に相分立するときには、果して如何なる弊害を生ずるかといふに、各科の教授は自然と孤獨の有様を呈し、讀書科は單に書籍を

講讀せしむるを能事とし、而して毫も他を顧慮せざるが故に、其結果書籍はよく讀めても、文章を作ることには不得手なる人間を作り、又作文科は單に作文科として、獨立的に教授をなし、毫も書籍若くは習字より得る處の智識の助けを籍らざるを以て、其思想は常に乾枯し、如何に焦慮するも到底流暢の文章を作るを得ざるの不幸を生じ、又習字科は習字科として、單獨の教授をなすを以て、讀書若くは作文科の既習の智識を應用するを得ず、讀み方併に筆の運び方等に就きては、常に二重の手敷を要し、爲に無用の時間を浪費して、該科の發達上に大なる障害を與ふるの不都合を生ずるを免れず、是れ實に各科の獨立より生出する弊害にして、舊來の教育上此等に關する智識と技能との割合に發達せざる所以なり。

第五章 讀書其他各分科聯絡の利益

智識の完全なる發達をなすには、諸種の觀念か意識界に於て、個々獨存せずして常に相聯絡並居し、成るべく多面的に結合するにあり。故に國語に關する智識を完全に發達せしめんとするには、舊來の如く讀書、作文、習字の諸科か個々に分立獨居せずして、互に相聯絡結合するとき、甲の分科は常に乙の分科を助け、又丙の分科は常に甲の分科に勢を添へ、教授には左程の勞を見ずして、其効は將に倍するの結果を見るに至るべし。今左に各分科の聯絡の利益ある點を掲ぐべし。

一、 読み方に於て得たる處の正確なる智識は、順序の整頓

したる話し方をなすに當りて、非常の利益を與ふるものなり。

二、 順序の整頓したる話し方をなし得るの習慣を養ふときは、文章の綴り方上には非常の利益あり。

三、 読み方に於て熟達したるものは、文字及語句に就きて明確の智識を有するが故に、無形思想を有形の文章に表はすには甚た容易なり。

四、 文章を綴るに熟達し居るものは、文章につきては特別の興味を有するが故に、文字文章を容易に覺え得るの利益あり

五、 文章を綴るに巧みなるものは、話しをなすにも、自ら一定の順序を立て、巧に之をなし得るの利益あり。

六、読み方綴り方に於て、確實の智識を有するものは、従つて文字に關しても明瞭の觀念を有するが故に、書き方に對しても大に利益あり。

七、書き方に習熟したるものは、従て文字、文章に關しても明確の觀念を有するが故に、読み方若くは綴り方に對しては自ら大なる利益を有す。

之を要するに舊來の如く、各科互に分立するときは、表面上假令三者の聯絡を付くると稱するも、實際に於ては各科自ら獨立の教授をすに了り、以上に述べたるか如き利益は、毫も見るを得ざりしが、新教則の如く三者の區別を徹して、國語科てふ一名稱の下に隸屬せしむるに於ては、世人の讀書若くは作文に關して有したりし、漢學的の舊觀念も茲に新まり、彼此の聯

絡始めて全きを得、甲の分科(假令読み方)は即ち乙の分科(綴り方)の豫備となり、又丙の分科(假令書き方)は自ら甲の分科(假令読み方)の復習と化し、互に相助け相補ふの便利を得て、大に本科全体の發達を促すに至るべし、教育の任に當る人は、いかて此各分科聯絡の利益てふことを忘れて可ならんや。

第六章 各分科の特質

舊教則の示したりしか如く、讀書科と唱へ、作文科と稱し、習字科と名乗りて、各々獨立對峙の體を取らんよりは、各科獨立の名稱を徹して、國語科なる新題目の下に従屬するの教授上非常なる利益あるは、前に既に之を述べたるか如しと雖ども、さ

りとして各分科それ々の特質あることを忘るべからず。何んとなれば教授者にして、若し其特質を忘るるあらんか、國語教授上の秩序系統皆粉乱し、整然たる該科智識の進歩を見るを得ざるは、彼の各科獨立の形式を保ちたりし當時よりも、猶甚しき不結果を呈するに至るべし。故を以て今左に讀み方其他各分科の特質を示すべし

一、讀み方

主に書籍によりて、他人の綴りたる文字文章を學び、以て其内容を消化して智識を收得し、國語に關する自己の思想圈を形成するにあり。(受動的作用)

二、話し方

話し方は自己の思想を、適當なる言語を用ゐて、尤も順序

正しく發表する方法を練習するを主とするものにして、仔細に分類するときは二種となる。一は他人の綴りたる文章若くは其談話の内容を消化し、更に之を自己の言語を用ゐて話すことにして、他は即ち純粹なる自己の思想を語ることは是れなり。而して第一者をば講義と稱へ、第二者をば談話若くは演説と云へり。(發動的作用)

三、綴り方

綴り方とは舊來の作文科にして、其形式も種々あれど、自己の思想若くは他人の談話を、文字を用ゐて之を綴り以て文章となすの方法を練習するを主とす。(發動的作用)

四、書き方

書き方は舊來の習字科にして、思想を表彰するに必要な

る符號、即ち文字の結構及運筆等を練習し、以て文字に關する觀念を正確にするを主とす(受動的的作用)

第七章 字音假名遣と漢字節減との利益

今回改正の新令中に於て、尤も批難の聲の多きは、何なるかと思ふものあらは、吾人は字音假名遣法の改正と、漢字の節減との二點なりと云ふことを以て、答ふることを躊躇せざるべし。然れども此等に關する難者の所見は皆誤れり。何となればこの改正は、智識の淺薄にして、腦髓の發達の未だ完全ならざる小學の兒童等に對して、其教科を成るべく簡易にし、之れに適

せしめんか爲に行ゐたるものなるに、多くの難者は深くも此點に著意せず、直ちに日本の國文全体に、無謀の拘束改正を與へたるが如く考へ、主に學者たり、大人たるの一方面よりのみ見て、反對の聲を擧ぐるを以てなり。夫れ小學の教科は、小學の生徒の力に適することを主なる條件として、之れを定めざるべからず、然らざれば單に學問上より見て、何程完全なりと許すを得る書籍なりとするも、其内容にして非常に高尚に失する時は、彼の齒のなき幼兒に肉を與ふると同じく、教授上何の效をも奏せざるは勿論、或る場合に於ては却て腦を損し体を毀ふが如き、禍害を生ずるに至るべし。之れ幼童教育の任に當るものの尤も恐れ且つ避くべき處なりとす。

今文部當局者は、世人に耳新しき彼の規定を發表せられたり。是に於て世の一部の人々は、喫驚の餘りに反對の聲を揚げたれど、舊來尋常小學校に於て實際教へつゝありし文字を調べ見よ、彼の節減せられたる漢字數よりは何程も多からざるべく、又字音假名遣の如きも正確に之を教えんとしたる教員なかるべし。否實に小學校の兒童には斯る困難の假名遣は決して教え能ふものにあらざるなり。之れ實地教育者が、割合に反對の聲を揚げざる所以なり。今左に兩者改正の利益の點を示すべし。

- 甲、字音假名遣改正の利益
- 一、學習上無用の記憶力を勞するの必要なし。
 - 二、學習上無用の時間を費すの不利なし。

- 三、學習上甲乙の假名を混同し思想界を紛亂せしむるの憂なし。
 - 四、記述に便利なり。
 - 五、教授上假名調査の勞を除くの益あり。
- 乙、漢字數節減の利益
- 一、學習上無用の記憶力を勞するの必要なし。
 - 二、學習上無用の時間を費すの不利なし。
 - 三、學習上兒童の心力を苦むるの不利なし。
 - 四、文章の起草等に便なり。
 - 五、漢字教育を過重したりし弊を除き、國語を尊重せしむるの益あり。

第八章 國語科と他學科との關係

國語科の材料は修身、歴史、地理、理科、農業、工業、商業及び其他の學科より仰かざるべからざるは勿論、尋常科に於ては、以上の諸學科は獨立するの餘地なきを以て、國語教授の傍ら此等に關する智識を授けざるべからず。又稍々進みて高等科に上るに至れば、以上諸學科は始めて獨立の地位を得るに至ると雖ども、國語科はなほ其材料を、此等の學科に取らざるべからざるのみならず、此等の學科を教授するには又、凡て國語の助を籍らざるべからざるものにて、其關係非常に親密なるものなれば、教授の任に當るものは、常に此點を記臆し、各科其主要の目的に反せざる以上は、兩者をして互に相依り相携へて、共に

完全の發達をなさしむる様務めざるべからず。今兩者教授上の關係を抽象すれば左の如し。

- 一、國語科は其材料を、修身其他の學科に仰かざるべからざるごと
- 二、國語科教授の傍ら、以上諸學科の智識を發達せしむることを務めざるべからざるごと
- 三、諸學科の教授中讀み方の發達を助長せしむべき點あるごと
- 四、諸學科の教授は常に話し方の練習と密接の關係あるごと
- 五、諸學科の教授は綴り方の練習に常に其材料を供給するごと

第九章 國語科教授時間割

第一 時間割を豫定するに就きての可否の意見
 教授は常に臨機の處置を取り、應用の餘地を存し置くべきものなるを以て、大抵の事は教授者其人の意見に任せ、他より毫も制肘を加へざるを可とすてふことを主張し、國語科中の各分科の教授に對する時間の如きも、豫め之を配當せず、其教材の都合と教授方法の工合とにより、讀み方を授けて都合よき時は其段落の付くまで數時間に涉りて之をなし、又綴り方を教えて可なるの時期に達したるときは、教師の見込によりて何時にても之を行ひ得る様になし、凡て教授の自由を害せざるときは、授業に自ら活氣を生じ、兒童か

學習上の結果は非常に良好なりといふ論者あれども吾人は全然かゝる無謀の意見を排斥せんとするものなり。何んとなれば斯くなすときは、第一に教授細目を制定するに差支を生じ、第二に教授の準備をなすに障害を與へ、第三に兒童か教授用具を携帯する上に於て不便を生じ、而して第四には以上列擧したる處より猶大なる不都合あり。そは何んぞといふに、若しも懶怠にして無頓着の教員なりしならんには、教授の順序も教授の進度も考へず、自己の氣任せなる授業をなして、果ては飛んでもなき惡結果を生ぜしむるに至るべし。故を以て文部省令に曰く、
 讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各々其主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシム

ルエトヲ要ス

云々といへり。それ國語科改正の要旨は何處にあるかといふに、實に各分科の聯絡てふことにあり。されば教授の任に當るものの尤も留意すべきは、實に此點に存し、彼の教授時間配當の如きは、之を區別して便利なる以上は、之を區分するも何んの妨げあらん。否實に之を區別して種々の弊害を生ぜざらしむるこそ教育上適當の處置といふべけれ。

第二 各分科時間の配當

國語科中の各分科には其性質に従て、適宜に時間を配當するを、利益ありとするときは、次に起るべき問題は、其時間の割合を如何にすれば可なるかてふこと是なり。而して吾人の考を以てすれば、話し方は、他の各分科教授の際に於て、

常に之を練習し得る性質のものなるを以て、毎週特に時間を配當し置くの必要なべく、若し格段の事情あるときは、其機に應じて臨時に時間を融通するを却て便とせり。故に話し方の一分科は常に讀み方の一分科と同時に練習するものと見做し、國語科全体の時間を三區分になすを可とす。而して國語科の基礎となるべきは、所謂讀書教授にして、從て其材料も多ければ、この分科には尤も多くの時間を配し、綴り方、書き方等に對しては、其殘餘の時間を適宜に配當すべし、今左に吾人か考ふる處の時間割を示すこととせん。

尋常科國語科各分科時間配當表

教 科 目	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年	
	各分科 時間配當	合計 各分科 時間配當	各分科 時間配當	合計 各分科 時間配當	各分科 時間配當	合計 各分科 時間配當	各分科 時間配當	合計 各分科 時間配當
第一學年								
第二學年								
第三學年								
第四學年								

國語	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年	
	綴リ方	書キ方	綴リ方	書キ方	綴リ方	書キ方	綴リ方	書キ方
	三	二一〇	三	二一〇	三	二一〇	三	二一〇
讀ミ方	五		五		五		五	
話シ方								
合計								

〔備考〕

尋常第一學年の最初の一學期間(即ち四、五、六、七の四ヶ月間)は讀み方、書き方、綴り方と時間配當上の區別を立てずして、適宜教授なし。兒童の稍々學校生活に馴るゝに及んで第二學期(九、十、十一、十二の四ヶ月)の初より前表の如く大體の區別をなし、又毛筆を持たしめて書き方の練習をなさしむべし。

高等科國語科各分科時間配當表

教 科 目	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年	
	各分科 時間	配當 合計	各分科 時間	配當 合計	各分科 時間	配當 合計	各分科 時間	配當 合計
綴リ方	三		三		三		三	
書キ方	二一〇		二一〇		二一〇		二一〇	
讀ミ方	五		五		五		五	
話シ方								
合計								

國語	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年	
	綴リ方	書キ方	綴リ方	書キ方	綴リ方	書キ方	綴リ方	書キ方
	三	一〇	三	四一二	三	五一五	三	五一五
讀ミ方	七		五		七		七	
話シ方								
合計								

第二編 各論

第一章 読み方

読み方は國語科教授の骨子とも云ふべき價值を有するものにして、若し此學科の智識を缺くときは、獨り他の學科の智識の發達せざるのみならず、所謂無筆文盲の徒となり。一生の間社會の如何なる方面に立つても、満足に事を辨じ、安全に身を保つ能はざるは云ふまでもなし。是を以て教育者たるものは、特にこの學科の教授法を研究し、以て充分の奏效を見るべき様努力せざるべからず。今読み方教授を、教則の精神によりて區別するときは、左の三種となすを得べし。

- 一、發音の教授
- 二、假名の教授
- 三、讀本の教授

第一節 發音の教授

言語はもと種々の聲音の結合より成立し居るものなれば、國語教授の出立點を先づ發音教授の上に置くべきは、正當のことなれども、學校に來るの兒童は既に日常の言語を使用し得るを以て、舊來各地の教育者は、皆此教授を等閑に附し去りて顧みるものなく、假名教授を以て小學校教育の最初の一步となしたりき。これ實に本末を轉倒したる教育的動作にあらず

や。

夫れ方今世間にて通用するところの言語を顧みるに、其發音の點に於て毫も間然するところなきに於ては、小學校兒童に對しては、直ちに假名教授より始むべきは勿論なれども、我が國の言語は封建割據の餘弊を受け、土地を違へ處を異にするに從て、訛語方言多く、現に輦轂の下なる東京に於てすら、變化を「ヘンカ」、火鉢を「シバチ」、鹽を「ロホ」、茶釜を「チャマガ」と稱するが如き有様なるにあらずや。言語は實に聲音の結合によりて成立し、居るものなるを以て、其基礎たるべき發音に誤謬あるに於ては、雙方の對談上種々の誤解を生じ、彼の火を持ち來るべきを命じたる時に、鹽を出したるが如き笑話を見るに至るや必せり。これ眞に完全なる國語の發達を計るべき我が國の現

時にありて、一大失點にあらずや。文部の當局者が改正教則の第一に於て、國語科なる新題目を掲げ來りて、世人に一省を與へ、次に發音教授なる新要件を示して其二省を促したるの意、吾人教育者たるもの豈之を諒せずして可ならんや。

第一 發音教授に要する時間

發音教授の國語科教授上重要な位地にあるは、前に既に之を説きたりしが、然らば之を教授するには如何なる時間に於てなすべきかは、次に起る問題なりとす。今吾人の考を以てすれば、發音教授には特別に時間を配當せず、尋常科第一學年の最初の讀み方教授の際に於て、假名の單語及ひ短句の教授と兼ね行ひ、又漸次學年の進むに及んでは、凡ての學科の教授に涉りて終始間斷なく之をなすべしと雖ども、一

ヶ月間に於て度數を定め、臨時に行ふ話し方教授の際に之を併行するを可なりとす。

第二 發音教授の順序

發音を完全に教授せんとするには、専門の智識を要するが故に、到底今日の小學校に之を普及實施せんことは、爲し得ざる處なれど、教員たる人にして少しく注意研究するあらんには、其地の甚しき方言訛語位は之を矯正すること、敢て爲し難き業にもあらざるべし。今左に教授の順序につき更に之を細論すべし。

イ、單音の教授

言語の基礎は前に述べたりしが如く、單純なる聲音にあるを以て言語を正確明瞭になさんとするには、先づ單純

音の矯正より初めざるべからず。而して兒童の發する單純音とても皆悉く不正なるに非らずして、數十音中其矯正すべきものは或る數種類に止まるが故に、教員は先づ其内につきて、比較的矯正し易きものより之を初め、兒童の充分發音に習熟するを見るに及びたらば、後更に他に移るべく、決して一時に多くの發音を教ゆべからず。又發音の状態を兒童によく了解せしめんとするには、教員は常に模範の音を發し、口唇の開閉の有様を示して以て之に模擬して發音せしむべし。

ロ、複雑音即ち言語の教授

兒童には發音上重要な機關たる、喉頭、口腔、口唇等の筋肉に其運動上未だ一種の悪習慣を形成せざると、聽覺の鋭

敏なると、模擬の性に富むとの諸種の便利あるが爲に、他より發音上の悪影響を受くることなくば、其言語をして正確明瞭ならしむることは、實に容易の業なれども、彼等が日夕交際をなし、其感化を受くる處の、家庭、朋友、社會等の言語は甚しき誤謬を有するときは、學校に於ては如何に盡力をなすも、發音上漸次に悪習慣を形成し、到底矯正の目的を達するを得ざるべし。而して一旦發聲上に悪習慣を形成するに至る時は、假令其本人にして之を矯正せんと心掛くるも、其發音機關は習慣の指示に従ひ、無意識的に運動をなし、自己と雖ども如何んともなし能はざるは、吾人の常に經驗する處あり。之れ個々に分離したる單純音の矯正の、連續音即ち言語中の發音の矯正より易

く、又言語中の發音の矯正の談話中の發音の矯正より易き所以なれば、教育の事業に従事するものは、一方に於ては能く家庭と一致の態度を取り、又他方に於ては尤も矯正し易き言語より漸次に正確に發言せしめ、以て次第に其矯正の範圍を廣むることを務め、決して一音の矯正充分ならざるに他音の矯正に従事し、一時に其實效を擧げんことを求むべからず。

第二節 假名の教授

假名は音を形に表はしたる、一種の符號に過ぎざるものなれば、其教授とは如何なることなるかといふに、畢竟するに、一

符號を見るときは、忽ち之に對する其音を聯想し、又一の音を考ふるときは、忽ち之に對する其符號を想出し得る様に、兒童に故意の練習をなすに過ぎざることなれども、其實際に於ては、直ちに假名の讀み方と書き方とを授くるに非らずして、其教授の根帶を彼等の思想界に求むるの方針を取り、最初には實物を示して先づ其物に對する觀念を喚起し、次に其觀念に對する名稱を表出せしめ、又更に之を分解して個々の音となし、然る後始めて其音に對する符號、即ち假名を提出して以て其字形に關する觀念を確實にし、以て彼此觀念の聯合作用を充分ならしめざるべからず、而して此手段は獨り假名教授にのみ用ゐらるべきものに非ずして、實に讀み方教授全般に涉りて、用ゐらるべきものなりとす、以下假名を教授するに當り

て、心得べき諸要件と、其教授例とを示すべし。

第一 假名教授は實物の名稱に其端を開くべきこと。

假名を教ゆるには最初に其字形を提出し、然る後其音を授くれば、教授上の勞をはぶくを得るを以て、此方法を繰り返して得々たる教員なきにあらず。然れども之れ心理學上の原則の、何物たるかを解せざる處の方法にして、眞正なる教育的眼光より見るときは、甚た價值なきものといはざるべからず。何んとなれば斯る方法によりて、児童はよし確實に假名の読み方及び書き方を知りたりとするも、之れ只聲音の觀念と、字形の觀念とが機械的に結合したる丈けにして、彼等か思想界中に牢固なる根帯を有せざればなり。然らば如何なる方法は、眞に心理學上、觀念聯合の原則に合ひたる

方法なるかと云ふに、前にも既に述べたるが如く、児童が平素熟知し居る處の實物を提出して、類化作用の基礎となるべき根本觀念を意識界に誘起し、次に其名稱を表出せしめ、次に又其名稱を分解して、個々の單純音となし、然る後更に其個々の單純音中より、今授けんとする假名に對する一音を抽出して、數人若くは全児童に唱へしめて、其一音に對する觀念を特に明瞭ならしめ、而して後始めて、其音に對する符號、即ち假名を教ゆるときは、物覚えの悪しき児童と雖も、新來の觀念を腦裏に收容すること尤も確實にして、一旦知り得たる文字は容易に遺忘せざるに至るは必然なり。之れ實に假名教授は實物の名稱を以て、其端を開くを可とする所以なり

第二 反復練習をなすべきこと。

假名の教授とは單純なる聲音と、之れに對する符號、即ち文字との聯想作用を練習するにあることなるは、前に既に述べたる處なり。而してこの聯想の作用は、時を経るの久しきに從つて、自然と其力を失ふに至るものなるが故に、時々文字を示しては其音を唱へしめ、又其音を讀みては之に對する文字を書かしむる等、常に其反復練習をなすことを怠らざるときは、音と符號との兩觀念の聯合益密接となり、一方の觀念活動するときは、之に關係ある他の觀念必ず誘起躍動し、彼の學童間に尤も忌むべき忘却てふことは容易に生ぜざるに至るべし。反復練習の功も亦大ならずや。

第三 種々なる方面に應用をなすべきこと。

假名の數は僅かに四十有八に過ぎざれども、言語の數に至りては、實に數万の多きに上り居るを以て、此等僅少の假名を用ゐて、この無數の言語を自在に記さんどには、綴字上應用の力を要するは、言ふまでもなきことなれど、此の他に猶假名を教授するに當りて、種々なる名稱言語に應用せしむべきの理由一あり。そは何なるかと云ふに、教師は兒童をして常に斯くなさしむるときは、一種の假名は、一種の言語を記すに止まるものに非らずして、同音を有する言語なれば、如何なる場合にも之を應用し得るものなるを悟らしめ、又其觀念聯合の範圍を廣からしめて以て、假名をして益々明確に知了せしむるを得るの利益あり。

第四 片假名の教授を先きにし、平假名の教授を後にすべき

こと

平假名は通俗的の書籍に多く使用さるる習慣なれば、或る種類の人々は、この體の假名を以て記憶に入り易きものと誤解し、小學校に於て兒童に文字を教ゆる場合には必ず先づ平假名を授け、然る後片假名に及ぼすべきを唱道せり。然れどもこは大なる謬見にして、假名の教授の初歩は、片假名より之を始むるを正當の順序とす。予嘗て兩者の關係を研究せんことを考へ、某縣師範學校附屬小學校生徒に就き、片兩體の假名にて綴りたる文章を讀ましめたることありしが、兒童の全體を擧げて、片假名の讀み易きを答へ、平假名の覚え易きを答へたるものは一人もなかりき。之れ片假名はもと、楷書の文字を崩して作りたるものなるを以て、字劃

單純にして且つ整正なれど、平假名はもと、草書の文字を崩して作りたるものなるが故に、字劃複雑にして且つ不規則なるの致す處なり。故を以て吾人の意見によれば、小學校に於ては尋常科第一學年の全學年間を三分し、其の二を以て片假名教授の時期とし、其一を以て平假名教授の時期とすべし。人或は曰はん、斯くなすときは、平假名を教ゆるの時期餘り短きに非らずやと、然れども仔細に考ふるときは、片假名に關する智識既に充分に發達し居るときは、平假名を類化認容すること最も易きを以て、彼の片假名を教へたる後直ちに平假名を教へて、兩者の智識を混亂せしむるに比すれば、其優るや實に天地の差のみに非らざるなり。

第五 假名の教授は正音のものより始むべきこと。

兒童に假名を教ゆるには、正音の假名より始めざるべからず。何んとなれば促音若くは拗音の如きものより始むるときは、獨り發音を正すに不便なるのみならず此等の諸音は凡て二種以上の音の結合よりなるを以て、一時に數種の文字を教へざるべからざるの困難あり。之れ吾人が最初に正音の教授をなして、個々の假名に關する智識を充分に確實ならしめ、然る後結合したる、諸種の複雑なる音に關する假名を、教ゆべきを説く所以なり。

第六 假名教授の順序は、五十音若くは『いろは』の順に依るべからざること。
單に文字を覚えしむれば足れりと考へたりし、寺子屋時代ならば兎に角、教育に關する智識の非常に進歩したる今日

に於ては、假名を教ゆるに五十音若くは『いろは』の順序に依て、之をなすべきを主張するが如きものは、一人もなかるべし。と雖も、吾人は注意の爲め、簡單に其不可なる理由を左に述べん。

夫れ五十音若くは『いろは』の順序を追ひて、假名を授け、偶然にも善良の結果を得たりとするも、心理學上より云ふときは、之れ音と文字とか、只機械的の結合をなしたる丈けに止り、觀念聯合の法則に従ひ、實物に關する基本的觀念に對し、正當の聯合をなしたるものにあらざるを以て、若し其教授せられたる順序を轉倒するか、或は他の事情によりて其記憶の順序を亂さるゝことあるときは、忽ち其文字を忘却して、容易に之を想出し得ざるは、吾人の屢々經驗する處なり。

故を以て假名の教授はかゝる順序に依らず、兒童心界に於て尤も勢力を有する觀念を基礎とし、之れに假名を結合して教授をなすことを務めざるべからず。

第七 新教授は常に前日教授の智識を基礎となすべきこと。假名の教授は文字教授の基礎なるを以て、尤も留意して之をなすべきは、云ふまでもなきことなるが、如何にせば小學の幼童をして、確實に之を知了せしむるを得るかといふに、其教授は常に心理學上、類化作用の原則に従ひ、前日授けたる假名を基礎とし、之れに今日教授をなす處の新字を結合せしむることを務めざるべからず。蓋し礎石の上に建築せざる家屋は、少しく激烈なる風雨に逢ふことあらんか、到底之に堪へ得ずして遂に破壊するを免れざると同じく、類化

の基礎たるべき智識の上に投與せられざる處の智識は、到底忘却てふことを免れざればなり。故を以て始めに「ハナ」を授けたらんには次ぎに「ハチ」を授け、又其次ぎには「ハト」「ハリ」「トリ」「トラ」「クラ」「クリ」といふが如く、漸次其聯絡を保ちて教授をなすときは、新授の假名は既授の假名と牢固なる結合をなすのみならず、一方に於ては既授の假名の復習となりて、文字に關する觀念の非常に確實となるは喋々を要せざるも明なる處なり。

第八 假名の字數を次第に増加して教授をなすべきこと。小學校の初年生は其心身の發達いまた充分ならざるが故に、若し其力に不適當なる事柄を教へたらんには、冥々の間に於て、啻に其腦を損ひ其体を毀りて、生れもつかぬ病弱の

人たらしむるのみならず、児童をして學問なるものは、非常に困難なるものなりとの觀念を牢固ならしめ、遂には學校を嫌忌するの悪慣を養ふに至るへし。故を以て彼等に初めて假名を教ゆるときは、先づ一字を授け、次ぎに二字、次ぎに三字といふが如く、次第に其分量を増加するの方針を取り、學問は愉快にして且つ容易なるものなりてふことを考へしめ、識らず知らすの間に多くの假名を學び終らしむる様になさざるべからず。

中には斯の如き遅々たる方法によりて、児童を教育するときは、學問の進歩甚だ遅く、一學年間に於て到底規定の教科を了るを得ざるべしなどと唱へて、反對の聲を揚るものなきにあらざれども、此等は殆んど杞人の憂のみ、豈一省を與

ふるの價值あらんや。何んとなれば以上の如き教授の方針を取るときは、始は其進歩如何にも遅々たるか如く見ゆるれど、一旦教へたる智識は心意の上に確固不拔の根帯を作るに及べば、新來の智識を收容するの勢力は尤も強健なるが故に、一朝心身發達の機熟するに及べば、其智識は實に當るべからざるの勢を呈して進歩するに至るは、吾人が常に經驗する處なり。

第九 假名教授の初歩の時代には読み方、書き方、綴り方の區別を立つべからざること。

假名教授の初歩の時代は、一時間内に於て其教ゆる文字の數も甚だ多からず、二三字乃至五六字に止まるを以て、この際に於ては読み方、書き方、綴り方等の判然たる區別を立て

六二
ず。一時間中に於て或は読み方を教へたらば、次に石盤を出さしめて書き方を教へ、また書き方に熟したらば、更に此等の文字を應用して單語、短句、若くは短文を綴らしめ、以て各分科互に相頼り相助けて進歩するの方針を取り、思想と言語と文字との關係をして、密接ならしむることを務めざるべからず。

第十 假名の教授例

イ、目的

一枚の木の葉を示し正確に「ハ」の音を發せしめ、又「ハ」なる片假名の読み方、及び書き方を知らしむるを以て目的とす。

ロ、教材

尋常科用何々讀本卷ノ一第一課「ハ」の字及び葉の繪

ハ、方法

五段教授の形式的方法によりて之を教授す。

一、目的の提示

教師曰く皆さんも段々大きくなつて、今日から學校へ出ることとなりましたから先づ「ハ」といふ字の読み方と書き方を教へましょ！。

〔注意〕 目的を提示するには成るべく、兒童の學習上に關する追求的興味を挑發せしめざるべからざるを以て、例之今日は「ハ」の字を教へましょ！と云ふが如く、單獨なる提出の仕方を避け、例之今日は面白き書物を教ゆる第一の始まりとして、「ハ」と云ふ字の讀

み方や書き方を教へましよーと云ふが如く、其前後に種々の言語を添へ、児童をして早くそれ等の學習に従事せんとする熱心を引き起す様にせざるべからず。

二、豫備

教曰く、汝等山に行きしことあらん、何を見しか。

生曰く、木、草、鳥、人、畑等なり。

教曰く、木の枝には如何なるものあるか。

生曰く、多くの葉や又は花なり。

教曰く、草の莖には如何

生曰く、矢張り葉や花などがあります。

教曰く、某生今一度甲生の云ひし處を繰り返して云

へ

生、云々

教曰く、汝等は木や草の葉を遊びしことあるか。

甲生曰く、云々。乙生曰く、云々。

三、提示

教、一枚の木の葉を示し之れは何なるか。

生曰く、木の葉なり。

教、一枚の草の葉を示し之れは何なるか。

生曰く、草の葉なり。

教曰く、某々生之れを云ひ見よ。

甲生曰く、木の葉。乙生曰く、草の葉。

教曰く、一は木の葉にて他は草の葉なれば、其形は甚し

く異なれど、凡てかゝる形や性質を具へ居るものは
單に葉と總稱するなり。單に葉と云ひ得るものは舉
手せよ。

生、多く舉手す、甲生日く、葉。乙生日く、葉。

教、曰く、汝等か今唱へし言葉の代りに用ゆる文字あり、
知り居るものは舉手せよ。

生、多く舉手す。

教、曰く、某生來りて茲に書け(黑板に書かしむ)

生徒來り書す。『ハ』

教、曰く、何んと讀む、か

生日く、『ハ』

教、曰く、これに間違なしと思ふ人は舉手せよ。

生、舉手す。

教、曰く、之れにて可なり。今大書して汝等に讀ましめん、

某々生等之を讀め。

甲生日く、『ハ』乙生日く、『ハ』

教、曰く、全生讀め。

全生日く、『ハ』

教、曰く、汝等は既に『ハ』の字の讀み方を知れり。此度は書
き方を教ゆべし。石盤と石筆とを出せ。

生言の如くす。

教、曰く、『ハ』の字ハ先ツ左の方より始め右の點は後に
これを書くなり。汝等余に摸擬して何回之を書くべし、
生言の如くす。(石盤を仕舞はしむ)

四、比較

教、五十音の掛圖を掲げて曰く、この中に今教へたる形の字なきか、在らば之を指せ。

生言の如くす。

教曰く、之を讀め、生言の如くす。

教、生徒に讀本を出さしめ、この中に今教へたる文字なきや、生ありと答ふ。

教曰く、之を讀め

生曰く、『ハ』

教曰く、何れの『ハ』の字は大なるか。

生曰く、黑板の『ハ』の字大なり。

教曰く、何れの『ハ』の字尤も小なるか。

生曰く、書籍中の『ハ』の字尤も小なり。

五、統合

教曰く、予か机の上にあるものは何なるか。

生曰く、葉なり。

教曰く、何の葉なるか。

生曰く、木の葉と草の葉となり。

教曰く、黑板に書きあるは何なるか。

生曰く、『ハ』の字なり。

教曰く、其形は等しきか。

生曰く、大なるものもあれば小なるものもあり。

教曰く、何の代りに斯る文字を書きしか。

生曰く、葉と云ふ言葉の代りに之を書けり。

教曰く、凡て字と云ふものは、言葉の代りに書くものであつて、大切なるものなれば、汝等はこれを忘るべからず。而して其書き方に誤りなきときは、大小に關係なく之を同字として讀むなり。汝等之を讀め。

六、應用

教、齒の繪を示して其名を問ふ。

生曰く、齒なり。

教曰く、生等石盤を出し、「ハ」と書くべし。

生言の如くす。

教曰く、「ハ」と云ふ言葉の代りに如何なる場合にでも此文字を書きて可なるか。

生曰く、可なり。
右にて石盤を仕舞はしめて教授を了ふ。

第三節 讀本の教授

他人の書き綴りたる文章を、自在に讀み得ると云ふことは、獨り學問をなす上につきて必要なるのみならず、人世日常の業務をなす上に於て、須臾も缺くべからざるものなれば、小學校の兒童に對しては、特に此科の教授に力を盡し、大抵の書籍なれば、自由に讀み得るの能を養はざるべからず。然るに舊來の尋常科卒業生徒の如きは、其學力甚た淺簿にして、僅かに手翰の上は書を読み得る位のものにて、普通文などは到底自在に

讀み能ふ處にあらず。之れ一には舊來の用ゐ來りし讀本は、其編纂の体裁宜しからざるの點ありしによるなるべしと雖ども、他には又無用の漢字を多く用ゐたるの弊によらずんばあらず。故を以て自今小學校に於て用ゆる處の讀本は、成るべく實用上、必須の漢字のみを用ゐて編纂したるものを探り、兒童をして大に漢字を記憶するの勞を減じて、其餘力を以て讀本の内容を充分に消化せしむる様になさるべからず。

以下讀本教授に關し必要な條件と其教授例とを示すべし。

第一、讀本中の文章は成るべく平易なるべきこと。

讀本中の文章は一般に平易にして、能く兒童の力に適するものならざるべからず。然るに舊來の用ゐたりし讀本の如く、記憶に困難なる漢字の多きか上に、書籍中に収めある處

の文章は、我邦の言語と痛く其趣を異にしたる漢文直譯流のものゝみなりしならんには、幼年兒童等は之を消化するの力に乏しきを以て、素讀の五六回をなしたるが上に、丁寧に其内容を説き聞かせたりとて、全級兒童の五分の三は五里霧中に彷徨するのみ、之れ吾人が常に經驗する處なり。故を以て、兒童の了解を速かならしめんとするの點より云ふときは、讀本は悉く談話体の文章をのみ、用ゆるを可とすれども、かくなすときは世間の實際と調和を保つを得ざるを以て、尋常科の三學年の後半學年あたりより漸次平易なる漢文、若くは和文より脱化し來りたる、文章を交へたる讀本を授くる様にせざるべからず。

第二、讀本中の記事は成るべく兒童を喜ばしむべきものな

ること。

讀本中に収むべき材料は、修身、歴史、地理、理科、農業、商業、工業、軍事、法律、政治、等に涉るべきは勿論なれど、初學年の兒童に讀ましむる讀本には、成るべく彼等が遊戯界より其材料を撰擇すべし、何んとなれば斯る材料は、兒童に非常の興味を興へ、勢力の強健なる觀念は先づ内に活動して、厭嫌の情を起さず、能く讀書中の文字文章を類化すればなり。而して此の如くして得たる智識は、其根底とする處牢固なるを以て、容易に之を忘却するが如きことなけれども、彼の無味淡泊にして、然かも兒童の經驗に上らざりし記事ならんには、教師は如何に教授に力を注ぐも、彼等は、更に之れに注意せず。厭嫌に次ぐに厭嫌を以てし、遂に其教授をして、殆んど無

效に歸せしむるに至る。之れ實に思想の軟弱なる幼年生に對しては、其教科の材料を彼等の遊戯界より採るべきを唱道する所以なり。

第三、一時間に於て教授すべき讀本の分量

日々の教授は教師の教へ能ふ處に非らずして、生徒の學び能ふ處を以て其標準となさざるべからず。故を以て一時間に教ゆべき讀本の分量は、如何に之を定むるを適當となすかてふことは、教授上頗る重要な問題とす。何んとなれば若し其分量にして多きに過くるときは、兒童の心力に於て之を消化するに耐へざるを以て、讀書に關する智識は更に發達するに至らず。又其分量少きに失するときは、日々の教授は充分の好結果を見るを得べしと雖ども、一學年の終りに

於ては、既定の教科を修了し得ざるの、不都合を生すべきを以てなり。而して其分量を定むるにも深思熟慮を加へ、妄りに之をなすべからず。之れ學年の高下によりては、兒童の學力に優劣の差異あればなり。今左に其標準を示すべし。

尋常科二學年以下は所用讀本半枚の凡そ二分の一。

同 三學年は所用讀本半枚の凡そ三分の二乃至半枚。

同 四學年は所用讀本の凡そ半枚。

高等科一學年は所用讀本の凡そ半枚乃至一枚の三分の

二。

同 二學年は所用讀本の凡そ一枚の三分の二。

同 三學年及四學年は所用讀本の凡そ一枚乃至一枚半。

以上は吾人か嘗て實驗せる處なれど、讀本の難易によりては、或は其分量を増加して可なる時もあるべく、又其分量を減して可なる場合もあらん。斯の如きは素より實地教授の任に當るものゝ、大に取捨撰擇をなすべき處とす

第四、新に教授せんとする材料に就きては、必ず先づ大体の談話を授くべきこと。

新材料を教授せんとする前に、其目的を提示すべきは、何れの學科と雖も同じき處なれど、讀本を授くるには殊に其大体を説話して、兒童の心情を挑起し、然る後に於て新材料を教授するを可とす。何んとなれば斯くなさざるときは、兒童は今教授せらるゝ處には、如何なる事柄を記載しあるかを知らざるを以て、新教材を類化するに必要なる舊觀念の

活起するなく、遂には讀書教授をして殆んど枯死せしむるに至ればなり。而して斯る孤獨的教授は、舊來屢々行はれたる處なりき。今この法を主張するものゝ言を聞くに、讀書をなさしめたる後に於ては、必ず講義を授けて兒童に其内容を了解せしむるを以て、以上の如く二重の手敷をなすの必要なきに非らずやと放言せり。然れども之れ心理の原則を了知せざるの議論にして、恰も親木の無きに接木術を施さんとする狂者の言と同じく、更らに一顧の價值なきものとす。

第五、摘書の仕方

讀本教授中、摘書の教授は頗る重要な價值を有するものとす。摘書には元來二種の方法あり。一は教授に關する談話の

段落を告げたる後に於て、新字を授くべしと云ふ説にして。他は談話の進行に伴ひて摘書を行ふべしと云ふ論是れなり。今前者に従ふときは、教授の段落を告げたる後に之を行ふを以て、甚だ都合よきか如くなれど、談話と文字との連絡をつくる上に於ては、其間に時間の隔りを生じ非常の不利益あるを以て、吾人は後者の却て兩者の聯合上に利益あるを主張するものなり。

此他摘書に關して言ふべきこと猶一事あり。そは何なるかと云ふに、漢字のみを抜書せずして、必ず之に送り假名を付するか、若くは其前後に關係ある語句を添ふるを可とすてふこと是れなり。蓋し單獨に漢字のみを摘記するとき、其首尾に字句のなきを以て、兒童の獨り之を知得するに困難

なるのみならず、忘却も亦容易なればなり。故に摘書をなす場合には、必ず單に『容易』と書かずして、『容易なれば』若くは『甚た容易なり』等の如く書すべし。

第六 初年生の讀書教授は黑板上にて之を行ふべきこと。教授したる事柄を、明確に兒童に知得せしめんとするには、必ず先づ其事柄に充分の注意をなさしめざるべからず。而して又其注意を充分に引かんとするには、必ず先づ其教へんとする處の事柄を、尤も明瞭に示すことを務めざるべからず。是を以て幼年兒童に讀本を授くるには、初より書籍に就きて之をなさず、必ず先づ其教へんとする處の一節を黑板に記載し、こゝにて充分に其讀み方を覺へしめたる後、更に讀本を出さしめて之を讀ましむべし。何を以て斯くなす

ありとするかと云ふに、それは他にあらず、讀本の文字は比較的、小なるを以て、幼年兒童の注意を充分に引くに足らず、未だ生ま覺の内に早く既に其心意を疲勞せしむるの不都合あれど、黑板上の教授は之れに反して、文字を大書し得るを以て、深く其注意を引くの便あるのみならず、彼の書籍教授の場合の如く、兒童は自己の讀本を玩ひて、心意を全く他事に移すが如き事なきを以て、科業を習得するの結果は甚た善良なりとす。

第七、讀ませ方に付き注意すべき諸點

他人の書籍を讀むを聞きしのみにては、到底充分に文字文章を覺ゆることを得ざるを以て、自己もまた其場所を讀み見て、不審の字句は之を聞糺し、疑ふ處なきに及んで如め

て巻を閉ちざるべからず。而して此點より云ふときは、小學校に於て讀書の教授をなすには、必ず一回丈けは無論全級の兒童に讀ましめざるべからず。然れどもこれ只理論のみ、今日の小學校にては到底之を行ふべからざることとす。何んとなれば現時の小學校の一學級は、平均七十人の兒童を有するを以て、凡そ讀本半葉の二分の一を、一人つゝに讀ましむるとするも、甚た多くの時間を要し、教師は如何に努力をなすも、其教授は到底其配當されたる時間内に於て終りを告ぐるを得ざるを以てなり。然らば如何にして此弊を救ふべきかと云ふに、吾人の考を以てすれば、比較的多數の兒童に讀書せしめんとするの主義を採り、而して日々或る一部の兒童の讀書の番に漏るゝは、誠に止むを得ざることと

して甘んぜざるべからず。而して其方法に三種あり、即ち左の如し。

- 一、其日に教授すべき教材全体を、一人の兒童に讀ましめず、之を二分若くは三分して其一部つゝを讀ましむべきこと
- 二、成るべく同一の兒童若くは或る一局部の兒童群にのみ讀ましめず、優等生の讀み了りたる後には、必ず劣等生をして之を讀ましむる様になし、優劣二等の生徒をして互交に之をなさしむべきこと。
- 三、右列の兒童の讀み了りたる後には、左列の兒童に之を讀ましめ、又前席の生徒に之を讀ましめたる後には、後席の生徒に代りて之を讀ましむる様、終始環讀の方法を取

るべきこと。

第八 書取の仕方

文字文章に關する智識を確實にするには、兒童に書取を課するに勝ることなかるべし。而して書取の仕方に二種あり、一は漢字のみの書取りにして、他は短句の書取とす。今前者に従ふときは同一の時間に、後者より多くの漢字を書取らしむるを得るの利ありと雖ども、短句を書取らしむるの利益に比するときは、遙に劣れりとす。蓋し短句を書取らしむるときは、啻に漢字を知るの益あるのみならず、國語上活動したる智識を與ふるを得る以て、自己の思想を發表して文章を綴る場合の助をなすこと、實に少々にあらず。之れ吾人が世の教師たる人々に向て、前者を排斥して後者を用ゐん

ことを切に勧むる所以なり。

第九 復習の仕方

同一の印象を幾回も重ねるに従つて、其觀念の益々明確となるは、心理學上不抜の定則なれど、世の教育者は復習を以て更に價値なきものゝ如く考へ、啻に新材料を教授することとのみ汲々たるは、誠に理由なきことと云はざるべからず。之れ蓋し教科書の進歩を以て非常の名譽と考へたりし舊來の弊害を踏襲したるものにして、書籍枚數の進歩と學力の充實とを同視したるの誤謬に坐するものに外ならず。夫れ智識の充實は、書籍の消化によりて之れを得られ、書籍の消化は又復習の度數と正比例をなすを常となすは、心理學上の原則なれど、さりとして徒らに復習の度數のみを多く

八六
する時は、學科の進歩上に障害を與ふるを以て、兩者を程善く行はんとするには、如何になすべきかてふことは、之れ教授上實地に起る問題なり。今吾人の考を以てすれば、復習法には二種あり。即ち左の如し。

一、教科の全部に渉る復習法

教科の全部に渉る復習法とは、前日教授したる事項全体を一人の兒童に復習せしむるの方法にして、舊來の小學校にて主に行はれたりし處のものなり。今此復習法を行ふときは、時間のみ多く費ゆるを以て、よし復習法中尤も完全なるものなりとするも、時間内には僅かに二人乃至三人位の生徒に對して、之を行ふに止めざるべからず、而して其缺點を補ふには、實に次の要點復習法を行ふにあ

り。

二、要點復習法

全部復習法の全兒童に對して、普く行ふべからざるは前項に於て既に述べたるが如し。然らば此復習法を行はざる殘餘の兒童に對しては、如何になすべきかといふことは次に起る問題とす。而して吾人は此等の兒童に對しては、實に要點復習法を行ふべきことを唱道するものなり。要點復習法とは如何なるものなるかといふに、教科中の要句(一句乃至三四句)三四種を抽出して書板し、之を全兒童に問ふの方法にして、舊來は之を行ひたる例なき處なるが、僅少の時間内に於て、比較的多數の兒童に答辨せしむるを得るが故に、一學級の兒童數多き處などにありて

は、殊に有益の方法なりとす。

第十、讀本教授例

イ、目的

左記の材料により尋常第二學年生徒に對して正確なる思想圈を形成し、且つ文字文章を讀むの能を養ふを以て目的とす。

ロ、材料

尋常科生徒用何々讀本卷の三、第何課何葉目「旅行をなせる鴉」の一節凡そ何行

『ある時五六羽のからすがあつまりまして、伊勢の神明様におまいりをせんと。そうだんをいたしました。ところが、天子様のごせんど様である、神様をまつりてあ

八、方法

一、目的の提示

るところのことゆへ、たれ一人、ふどーいを云ふものなく、皆一しよに行くこととなりました。以下畧ス。

教師曰く、今日は五六羽の鴉か伊勢の神明様に御詣を

した面白き話を書いてある處を教へましよ。

二、豫備

教 日本地圖を示し之れは何なるか。

生 日本の地圖なり。

教 この日本の國を御支配なさる方を何んど云ふか。

生 天子様なり。

教 天子様の御先祖に當る神様を知れるか。

生 神明様なり。

教 ろの神明様を何處に祭りてあるか。

生 私の家の近所に其御社あり(此他種々の答あり)

教 鴉の標本を示し之れは何なるか。

生 鴉なり。

教 鴉の色、聲、性質等につき知れるものあるか。

生 云々

三、 提示

教 伊勢の大廟の圖を示し之を知れるものあるか。

生 知らず。

教 之れは天子様の御先祖様である伊勢の神明様の

御社であつて中々立派なものである(此時伊勢の國

を圖につきて示す)

或る時五六羽の鴉か集りて云ふには、伊勢の神明様
は天子様の御先祖様であつて、誠に尊ひ神様である
から、一同揃つて御詣をしてはど、いと申しました、
ところが、朝庭の御先祖様である神明様のことであ
るから、何んで不同意を唱ふるものがありましたよ、
さつそく賛成して皆一所に伊勢へ向つて、旅立をす
ることとなりました。

教 之れから先は段々面白き事かありますが、今日は
先つ之れ丈けにして、今話した事柄を皆さんに話さ
せて見ましょ、話の出来る人は舉手せよ。

生 舉手す。甲生、云々。乙生、云々。

教 今話した事を黑板に書いて皆さんに讀ませましよう、皆能くこちらを御覽なさい、斯く云ふて先つ始の一句ある時五六羽のからすがあつまりまして』を
 書板し、兒童に之を讀ましめ、其全生の讀み得るに至るを見は、漸次に次きの句を書して、其日の教材全体を板上にて授くるなり。

〔注意〕此際特に解釋を要すべき文字あるときは、之を教ゆるものとす。

四、練習

〔注意〕普通の教授法なれば、提示の次きには比較綜合等の教授作用を行ふを常とすれど、讀書の智識を確實ならしめんには、反復練習を重ねるに勝ることなき

を以て、吾人は以上二者の代りに練習の作用を以てせり。

教 某々生等全文を讀むべし。
 生 言の如くす。

教 某々生等全文の意を語るべし。
 生 言の如くす。

教 黑板上の假名の部分丈けを拭ひ去り、漢字丈けを残して之を讀ましむ。
 生 言の如くす。

教 石盤を出さしめて生徒に右等の漢字を習はしむ。
 生 言の如くす。

教 讀本を出さしめて之を讀ましむ。

生 言の如くす。

教 其意義を講せしむ。

生 言の如くす。

教 讀本の大体の意を話さしむ。

生 言の如くす。

五、 概括

教 讀本を仕舞はしめたる後に於て兒童をして、本日

授けたる讀本の大意を話さしむ。

生 言の如くす。

六、 應用

讀本教授の應用は其時間中に之をなすを得ざるにあ

らざれども、到底満足の結果を得べからざるを以て、其

應用は綴り方教授に聯絡せしめて、之を行ふを可とす
ればこゝには詳述せず。

第二章 話し方

舊教則とても話し方若くは言語の練習てふことを、重要視せざるに非らず。否重要視したればこそ、之れを教則大綱中にも掲けられたるなれど、寡言沈黙てふことを一種の美德と誤解したりし、封建時代の餘弊深くも邦人の思想に侵染し、世の教育者は言語教授を餘り重要視せざりしを以て、遂に今日に至るも其効果を見るに至らざるものに外ならず。

夫れ發音悪しく言語巧みならざるときは、人間相互の交際間

に於ては種々の誤解を生じ、事物を處理するに甚た差支を生ずるのみならず、對手をして不快厭嫌の情を起さしめ、其酷しきものにありては、己れの心中に於ては、故らに無禮を加ふるの考へを有するにあらざれども、先方よりは却て無禮を加へたるものとして、聞咎められ、感情を害することなきにあらず。舊來の如く封鎖主義を尊び、何事も一藩一郷の内を限りて行ひたりし時代ならば、兎に角なれど、今日の如く交際を重じ、禮讓を尊ぶの世にありては、大に斯る弊害を矯正し、交誼を圓滿ならしむることを務めざるべからず。

しかのみならず、文章と談話とは、密接の關係を有するものにして、談話の充分に發達せざる以上は、決して完全なる文章の發達すべきものに非らざるを以て、小學の教師たるものは、話

し方の教授には特に力を盡し、以て國語全班の發達を計らざるべからず。

話し方教授に對しては、特に時間を配當して之をなすべきものなるか、將た又他の教授の際に之を併せ行ふべきものなるかは、教育社會の一大疑問なり。今吾人の考を以てすれば、毎週特に一時以上の時間を配當せざるも、平素他學科の教授の際に併せ行ひ、猶臨時に談話會様のものを設けて、兒童各自に話し方を練習せしむることゝなすを、適當とす。以下項を分ちて話し方教授に關する、吾人の意見を述ぶることゝせん。

第一 讀本教授の際に讀み方と併せ行ふべきこと。

舊來の讀書教授の際に行はれたりし、講義は餘り形式に流れて、單に讀本中の漢語の意義を解くに止まるの有様なり

しが爲め、往々講義廢止論者をさへ出すに至りたりき。されど吾人の見る處を以てすれば、讀書教授に於ける講義は別に之を廢止することをなさず、成るべく通俗体に之を話すことを獎勵し、又時々書籍を離れて其大意を語らしむることを練習し、以て文章と談話との關係を益々親密ならしめんことを務めざるべからず。

第二 他學科教授の際に之を行ふべきこと。

從來の小學校にては、實に談話の練習てふとを輕んじたりき。故を以て兒童の思想明瞭ならず、又從て學問の進歩も思はしからざりしなり。されば今後の小學校に於ては、單に國語科の時間とのみ限らず、他の學科の場合に於ても、常に談話の練習てふことに意を用ひ、一旦教へたる事柄は、時々其

大要を談話せしめて、一方に於ては其學科の智識を明確にし、他の方に於ては已れか知り居ることは、尤も適當なる言語と音調とを用ゐて、秩序正しく之を表出するの習慣を養成せざるべからず。

第三 臨時に話し方の練習をなすべきこと。

話し方に關しては、以上二法によりて充分に之を練習するときは、他の方法を用ゐざるも、其目的を達し得るか如く考へらるれど、其實際に於ては決して然らず。何んとなれば以上の二法は、他の主要なる目的を達せんが爲に、行ふ處の教授の傍らに於て、之をなすものなるか故に、全力を此分科の教授にのみ盡すを得ざればなり。是を以て一週乃至二三週の間、に於て、適宜の時機を見計ひ、臨時に話し方の練習を行

ひ、兒童をして平素學びたる處につき、隨意に話題を定め、又時間と人數とを限りて之を行はしめ、教師は最後に簡單なる批評を加へて、大に之を獎勵せざるべからず。

第三章 綴り方

小學校の各教科中にて、其教授の尤も困難にして、其成績の尤も不良なるものは何なるかと問ふ人あらば、作文科に勝るものあらずとは、小學校の教育に少しく經驗を有するものは、皆同音に答ふる處ならん。然らは何故に此科に限りてかゝる困難あるかといふに、文章を綴ると云ふことは、元來他の學科と反し、心意上全く自動的の作用に屬するを以て、自己の努力に

より其發表すべき材料を思想界に聚集し、又其聚集したる材料を整頓し、然る後一定の形式に綴り出さるべからざるを以てなり。夫れ思想を整頓し又之を發表するといふことは、心理學上既に複雑なる作用に屬するを以て、幼弱の兒童等に對しては、實に容易の業にあらず。然るを況んや、我が國の如く、平素使用する處の言語と全く其趣を異にしたる處の文章語なるものを以て、之を表出せざるべからざるに於てや、彼の兒童等か呻吟若思、筆を捻り紙を玩んで、一時間の長きに渉るも遂に一文を草し得ずして終るもの、豈無理ならんや。以下文体其他綴り方教授法等に對し、更に項を追ふて之を論述せん。

第一 綴り方に對する吾人の主義

時代の經るに從て言語文章の上に、種々の變化を生ずるは、

何れの國と雖ども其揆を一にする處にて、別に怪むべきことならねど、我が國の如く文體の種類が多き處なかるべし。今之を計ふれば大率左の六種となる。

- 一、漢文体
- 二、和文体
- 三、直譯體
- 四、新聞體(折衷體)
- 五、言文一致體
- 六、日用文体

夫れ文章を綴るの他學科に比して困難なるは、前に既に述べたる處なるか、之れに加ふるに我が國には、猶以上の如き種々の文体あり、其教育者の心を碎く割合に、成績の佳良ならざる素より其處とす。而して此れを今日の儘に放棄し置くに於ては、教師は各々自己の好む文体を以て兒童に強ゑ、益々文章をして多岐に分れしめ、完全なる國文の發達を見るは、何れの時期にあるか到底豫測をなすべからず。しかの

みならず、斯る有様にて進んで止まざるときは、言語と文章との巨離愈々大となり、普通の人間にありては、到底自己の意に従て、自由に文を綴るを得ざるの、不幸を生ずるに至るべし。然らば如何にして此弊害を除くかと云ふに、吾人の考を以てすれば、尋常小學校に於ては、達意を主とするか故に、言文一致體の文章を綴らしむることを務め、舊來行はれたりしか如き、漢和混合文は成るべく之を作らしめざる様にせざるべからず。

人或は曰ん、斯る教育主義を以て兒童を養成するに於ては、此等の兒童か他日高等の學校に進み、他の文体の文章を作らざるべからざる場合に臨まば、大に困難を訴ふるならん。夫れ或は然らん、然れとも言文一致體にて既に完全なる

文章を作り得は、何んぞ必ずしも他の文体の文章を作るの必要あらんや。よし又之を作るの必要ありとするも、彼の断片的文章に苦しめられし児童より、思想の發達遙かに善良なるを以て、之に少しく指導を加ふるあらんか、忽ち此等要求する處の文体の文章を自在に作るに至るべし。故に尋常小學校に於ては舊來行はれたりしが如き、断片的作文教授を全廢し、児童の意志を自由に發表せしむるを以て、綴り方教授上の大方針とし、言文一致体の文章を作らしむることを大に獎勵せざるべからず。

第二 日用文(即ち候文)に對する吾人の意見

新教則中には普通文といふことはあれど、日用文といふことは見えざるを以て、教育者中には種々の意見を持し、自己

の都合のよきか如き解釋を下し、中にも候文を維持せんとする論者の如きは、日用文は世間普通に用ゆる處のものなれば、即ち普通文なり。故に之を小學校に於て授くるも差支なしと主張して止まず。然り之を授くるも誠に差支なからん。然れども教育者たるものは常に世の進運を考へざるべからず。若し夫れ社會の進み行く有様に着意せず、法令に抵触せざるを口實として、飽までも舊弊を墨守するあらんか、機熟し時至りて公然法令の改正せらるゝ曉には、大に狼狽の体を演せざるべからざるにあらずや。

夫れ新教則中日用文の文字を掲げざるを以て、我文部省に於ては、直に書翰を無用視したるものと、速斷を下すの不當なるが如く、書翰の廢すべからざるの理由を以て、候文を維

持永續せんとするも、又甚た謂れなしとせざるべからず、何
 んどなれば手翰なるものは、候文を用ゐざるも猶能く談話
 体の文章を用ゐて、彼我相互の意志を通ずるを得ればなり。
 吾人嘗て縣地にありしとき、世間未だ候文を廢せざるを見
 て、小學校よりは決して日用文を退くるを得ずと考へたり
 しが、爾來都門に足を入るゝに及んで、始めて舊時の思想の
 誤れることを悟り、小學校にては書翰の文章も猶談話体の
 ものに認めしめて、毫も差支なきを主張するに至りたりき。
 蓋し俗間は云ふまでもなく官廳に於にても、未だ候文を使
 用し居れども或る一部の人々間には、漸次、談話体の書翰の
 往復行はれ、此趨勢は日を追ふて、社會を風靡せんとするの
 傾きあればなり。只茲に注意すべきは、兒童は候文を讀むこ

ども、書くことも全く出來ざるに於ては、社會の實際と調和
 を保つことを得ざるを以て、受取證若くは官廳往復文の如
 く、書式の畧々確定しあるものに對しては、時期を計りて之
 を教ゆることを怠るべからず。之れ過渡時代の今日にあり
 ては、誠に止むを得ることなりとす。

第三 文題の撰擇

國語の綴り方は、兒童の思想を正確に發表して、文字文章に
 綴らしむることを練習するの學科なれば、兒童が未知の事
 柄を文題として、文章を作らしむるは實に無理なることゝ
 いふべし。故に教則には

『文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル
 事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ

記述セシメ其行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス

とありて、文題は讀本其他の兒童か既知の事柄より撰むべきを規定せられたり。誠に尤もなる次第なれど、猶此他に文題の撰定上必要の條件あり。そは何んぞといふに、兒童の常に愉快に感じ居ることを要件とすべきこと是なり。何んとなれば同じ既知の事項にしても、兒童か平素快感を抱き居ることなれば、關係觀念の活動尤も活潑なるを以て、苦もなく一文を草し得れど、然らざるに於ては、如何に考慮を要するも、兒童の思想界に、作文上適當の材料たる觀念浮出せず。遂には意味不通の文章を作るに至るを以てなり。

第四 時々摸範文を誦讀せしむべきこと。

尋常科の幼年生なれば、其綴る處の事柄も簡單なるを以て、時々文例を示し置けはそれにて事足れども、思想の發達したる高等科生徒にありては、大家の手になりし、流暢なる摸範文凡そ十種位も撰定し、常に之を唱讀せしむべし。蓋し兒童は斯くして唱讀を重ね居る内、識らず知らず其句調を學び得て、遂に筆を下せば、忽ち流暢の文章を草し得るに至るを以てなり。

第五 綴り方の教授には順序を立つべきこと。

凡そ何事によらず順序を立つべきは言ふまでもなきことなれど、綴り方の教授に關しては、殊に之を立つるを必要とす。何んとなれば他學科と反し、此分科の教授は思想を順序正しく表出して、之を文字文章に綴ることを練習する處の

ものなれば、若し初より順序を立てず、不規則ある教授をなしたらんには、寸進尺退、童に兒童の思想界を混亂せしむるに止まらず、遂には彼等をして作文の難事なるを感せしめて、筆紙を見るだに、厭嫌の情を起さしむるに至る。之れ實に其教授に整然たる順序を立つべき唯一の理由なり。而して其順序は如何に立つべきかといふに、始めは片假名の單語を綴らしめ、次に短句、短文と順を追ひ序を尋ね、その平假名を授くるに及びては、更に平假名を以て之を綴らしめ、漸次漢字を交ゆる様になすを可とす。

第六 類似の文題を追ふて文章を綴らしむべきこと。
文章を作らしむるには自然の順序あるのみならず、前日作らしめたる文章と、後日作らしむべき文章とは、其内容上互

に相類似したるものならざるべからず。蓋し其文題に相類似する點あるときは、思想の排列法も略々同一になすを得るを以て、作文をなすにさしたる困難なけれども、若し然らざるときは、思想排列の順序其趣を異にし、一文毎に新に其工夫力を費さざるべからざればなり。之れ吾人が或る特種の場合を除くの外は、必ず類似の文題を撰びて、文章を作らしむるの綴り方教授上、大に利益あるを主張する所以なり。

第七 綴り方教授に關する形式的區別
文章を綴らしむるに當り、教授上、兒童か取るべき形式は種々あれど、其主なるものを擧ぐれば左の如し。

一、自働的方法
自働的方法とは教師か文題を出したる文けにて、其内容

は、兒童自身にて考へ出し、之を文章に表はすの方法なり。此方法は兒童をして、作文上、獨立して思想を發表するの此習慣を養ふ利益あれど、學力の充分に進歩したるものにあらざるよりは決して之を課すべからず。何んとなれば幼年の兒童にありては、啻に其軟弱なる腦髓を苦しむるの不利あるのみなればなり。而して世の懶惰なる教師は、自己の手数を省かんが爲め、此の法を便なりとして行ふものあれど、之れ實に人の子を賊ふものと云ふべき者にして、決して之を用ゆべからず。

二、他働的方法

他働的方法とは、自働的方法の反對にして、教師が先づ其思想を整頓し與へたる後に於て、兒童をして文章を綴ら

しむるの方法にして、更に之を助成的及改作的の二法に分つことを得べし。

イ、助成的方法

助成的方法とは、教師か問答法によりて、兒童の思想界に整頓を與へ、又作文上必要なる言語文字等を教へて文章を綴らしむる處の方法にして、小學校の作文教授には尤も適當したるものなり。

ロ、改作的方法

改作的方法とは、漢文風の文章の行はれたる時代に、盛に用ゐられたるものにして、談話体に綴りたる假名の原文を與へ、之を漢字交り文に綴り直さしめ、若くは漢文交りの原文を與へて、之を談話体の假名文に書き改

めしむる方法にして、児童の思想を練習するには其効能少なからず。

此他舊來行はれたりし作文法中には、填字法などあれど、小學校に於ては、以上二法を適宜混用するを尤も利益ありとす。

第八、綴り方教授例

イ、目的

児童の尤も愉快に感じ居る處の上野の花見といふことに就きて觀念を再生せしめ、之を材料として思想を順序正しく發表せしめ、以て文章を容易に作らしむるを目的とす。

ロ、文題

上野の花見

ハ、材料

櫻花、玩具の面

ニ、方法

一、目的の提示

教曰く、今日は皆さんの尤も面白く思ふて居る上野の花見のことにつき文章を書せて見ましょー

二、豫備

教 櫻花を示し之れは何なるか。

生 『さくら』の花なり。

教 この花は何處に咲きてあるか。

生 上野…向島…飛鳥山…

教 此花の咲いて居る處を遠方より見るときは如何なる色に見ゆるか。

生 薄し赤く見ゆるなり。

教 此花の澤山咲いて居る處に太陽の映るあらば如何に見ゆるか。

生 誠に奇麗に見ゆるなり。

教 玩具の面を示し之れは何なるか。

生 お面なり(中に笑を含むものあり)

教 何處にあるものなるか。

生 上野の山に賣つて居ります。向島にても…飛鳥山にても…

教 何をするものなるか。

生 被つて遊ぶものなり。

三、提示

甲、思想の整頓

教 此間上野の山に行きし人なきか。

生 舉手す。

教 誰れと行きしか。

生 父様オヤジ様と一所に…母様オカサマと…兄様オトコと…

教 其時櫻の花はどんなでありしか。

生 大層見事に咲いてありました。

教 花を見てから如何にせしか。

生 面を買つて貰ひました。

教 それより如何にせしか。

生 父様オトコサマと一所に車に乗りて歸りました。

乙、言語の表出

教 今話した事を順序よく話し得るものあるか。

生 このあいだ、れと一さまといつしよに、うへののや

まに、さくらのはなを、みにゆきましたか、はながうす

あかくみねて、まことに、みごとでありました、それか

ら、れと一さまに、めんをかつてもらつて、くるまにの

りて、かへりました。

教 某生は誠によく話せり、某々生話し見よ。

生 言の如くす。

丙、文章の起草(並に記帳)

教 今話したることを平假名にて汝等の石盤に綴る

べし。

生 言の如くす。

教 某生汝の綴りし文章を讀め。

生 言の如くす。

〔注意〕板上にて訂正をなす場合には記帳せしむるの
必要なし。たゞ訂正し了りたる文章を記さしむるの
ば足れり。

四、比較及板上訂正

全生徒の作文既に出來上るに及べば、五六人の兒童か
所作の文章を讀ましめて其善惡を比較し、又某生の文
章を取りて黑板に記し、其瑕瑾を他生に發見せしめて、
共同批正をなし以て漸次に文章の綴り方に習熟せし

むべし。

〔備考〕

綴り方教授の段階を強て五段の形式に配當するを得るに非らざれども、餘程巧に教授を進行せざるときは、一時間中に文章を作り上げしむることし、實に容易にあらず。故を以て只に体裁にのみ拘泥して、統合及ひ應用の二欄を設け、之を玆に論述するも、實際に於ては毫も利益なきを以て、之を掲げざることとせり。而して作文の應用力を見るには、類題を提出して自作的文章を作らしむるにあり。

第四章 書き方

第一 書き方教授の價値

小學校に於て文字の書き方を教ゆるは、書家を作るの目的にあらざるは、云ふまでもなきことなるが、さりとして又奇麗に文字を書かしめたりとて、別に害あることにもあらざれば、出來得る限り其教授法を研究して、文字を巧みに書かしむることは獨り實用上に利益あるのみならず、眼と手との筋肉を非常に發達せしめて、間接には美術工藝の進歩上に、裨益を與ふること少なからざるを以て、大に之を獎勵するの道を講せざるべからず。書なるものは、豈に項羽か云ひたりしが如き價値なきものならんや。今書の美術工藝に關して貴重すべき點を擧ぐ

れば左の如し。

- 一、墨色の濃淡を明確に見分るの能を養ふこと。
 - 二、事物の距離形状を明確に目測するの能を養ふこと。
 - 三、眼と手との共同的運動をして、益々密着ならしむること。
 - 四、手の筋肉をして尤も規則正しき運動に馴れしむること。
 - 五、手の筋肉をして尤も微細なる運動に馴れしむること。
- 第二 文字の大小に關する吾人の意見
- 小學校は書家を作る處にあらざるを以て、成るべく細字を書かじめよとの俗論、一時は非常に勢力を逞ふしたりき。然れども吾人か前に掲げたりし諸項を一讀したらんものは、

まさに斯る論の價値なきを悟了したるならん。況んや大字を書くに馴れたるものは、細字を書くには不適當なりなど主張する處の大愚論なるをや。字形細小となるときは、手の運動の獨り指端に止まるのみならず、其眼の如きは却て之を疲勞せしめ、場合によりては、生れもつかぬ近眼者を作るの不幸を生ずるに至るべし。之れ吾人が細字論を絶体的に排斥する所以なり。今左に字形の大小に關する標準を掲ぐるごととせん。

- 尋常第一學年 半紙一枚に六字
- 同 第二學年
- 同 第三學年 全上八字
- 同 第四學年 全上九字乃至十二字

高等第一學年 全上十二字

同 第二學年 全上十二字

同 第三學年 全上十五字

同 第四學年 全上十五字

第三 字劃を整正にし、且つ大さを適度ならしむべきこと。

支那人曰く筆の跡は心の跡なりと、誠に尤もなることにあらずや。それ心に慎のなきものは、從て筆を運ふにも慎なきを以て、其書きたる文字は、亂暴狼籍殆んど見るに堪えざるものなり。故に文字を習はしむるときは、成るべく姿勢を正しく保たしめ、一點一劃と雖ども決して粗畧に書かしむべからず。且つ考へなき兒童の書を見るときは、其大さ適度を失し、甲字と乙字との巨離殆んど寸分の餘地なく、所謂番附

流義の文字を書くもの少なからず。斯る弊は大に之を矯むることを務め、一字に配當したる場所の中央に、適當の大さを保ちて書せしむる様なさるべからず。

第四 走り書をなさしむべからざること。

兒童は兎角走り書をなし、早く手習草紙を書き終らんとすの弊あり。それ走り書は、文字其物の字劃結構に注意せずして書くが故に、何程習字の回數を重ねるも上達するに至らざるは勿論、かゝる兒童は無聊に苦むの極、頻繁に硯水の請求をなすか、又は墨を磨る等の事をなして、他生の妨害をなすものなれば、獨り其兒童の爲のみならず、教室全般の靜肅を保たんか爲に、嚴重に之を禁止せざるべからず。

第五 文字の結構法に注意せしむべきこと。

小學校の習字の割合に上達せざるは、教師か教授を粗畧にする。故を以て教師にして充分の監督をなし、且つ適當の方法を以て兒童を導くに於ては、其進歩の著しき實に驚くに耐ゆるものあらん。而して適當の方法とは何んぞや。曰く文字の結構法を教ゆること是れなり。夫れ支那文字には、皆それく特別なる結構法あるものなれば、書き方教授を擔當するところの教師は、常に此結構法を研究し、其文字の自然に具ふる字形を心得、丁寧之を分解して、兒童に説示し、然る後に筆を下さしむるときは、其上達の非常に速なるは吾人の平素經驗するところなり。而して結構法を詳説するは到底此小冊子の許さざる處なるを

以て、左に一二の例を示し、餘は他日を待ちて更に細説すべし。

一、正

正とは文字を書するに當り、左右上下に偏することなく、字劃を整正になすの法にして、此書法に屬する文字は「正」「止」等なり以下類推すべし。

二、斜

斜とは文字を書するに當り、故らに右か若しく左に偏斜せしめて書くの法なり。これに屬するは「乙」「勿」等の文字なり。

三、向

向とは文字を書するに其扁と其旁りとを互に相向はし

めて書するの法なり。之れに屬するは『白』『的』等なり。

四、背
背とは其扁と其旁りと互に相背くものにして此に屬する『北』『非』『孔』『狼』等の文字なり。

五、分疆

分疆とは扁の大きさと旁りの大きさを均しく書くの法なりこれに屬するは『順』『頗』等の文字なり。

六、左大右小

左大右小とは扁を大にし、旁りを小さく書くの法なり。『和』『知』の文字これに屬す。

七、右大左小

右大左小とは前者の反對なり『填』『喚』等の如し。

八、上均

上均は扁と作りとの上方を均ふする法なり『社』『私』等はこれに屬す。

九、下均

下均とは文字の下方を均一にするの法なり。『叙』『細』等の如し。

十、大冠

大冠とは冠を充分に大きく書くの法なり。『守』『宙』等の如し。

十一、小脊

小脊とは文字の下部を小さく書くの法なり。『留』『質』等の如し。

十二、左昂

左昂とは文字の左方を故らに高く書くの法なり。『釘』助
『印』等の如し。

〔注意〕結構法は元來八十有四法あるを以て、一々之を記す
の暇あらず。故を以て其顯著なるもの十二法を示すに
止めたり。世上これ等に關する著書なきにあらざれば、
更に其蘊奥を極めんとする人は、専門の書家とその書
籍とに就きて研究すべし。

第六 幼年生にありては一回毎に命令を下して習字せしむ
べきこと。

尋常科第四學年以上の児童なれば、教師はたゞ之を監督し
て、其隨意に習字をなさしめて可なれども、三學年以下の幼

童にありては、隨意に草紙に習はしめず、一枚に文字を書き
終る毎に、必ず教師は命令を下して更に次回の習字をなさ
しむべし。蓋し斯くせざるに於ては、児童は所謂走り書をな
し、暫時の間に二三十枚の草紙に文字を書き終りて、後には
種々の悪戯をなすに至るを以てなり。

第七 配水法

配水法も亦、教員の大に研究すべき價值あるものとす。蓋し
配水法の都合よく行はれざるときは、教室を喧噪ならしめ、
徒らに時間のみを費して習字の成績を上るを得ざるは勿
論却て児童に種々なる悪癖を生ぜしむればなり。故に教師
たるものは尤も注意して、成るべく弊害を生ぜざらしむる
様に、之を行ふことを務めざるべからず。吾人の經驗によれ

ば一二學年生の如き幼弱の兒童にありては、到底適當に水を配るを得ず、種々苦情をのみ生ずるを以て、教師自身に之をなすを可なりとすれども三學年以上の兒童にありては机一列の内より一人つゝの水番を出し、日々交番を以て之を行はしむるを適當とせり。之れ蓋し生徒數の多き學級にありては、一人の教師にては兎手毛充分に手を廻すを得ざるの事情あるに依るとは云へ一方に於ては兒童を業務に馴れしむるの便あるを以てなり。

第八 書き方教授には一定の規程を定め、之に依て教授をせしむべきこと。

凡そ何事によらず、確實なる習慣を造らんとするには、豫め一定の方針を定め、常にこれに違背せざる様になし、同一の

事を反復するにあり。然るに之れに反對をなすものは曰く、幼弱なる兒童に對して一も規律二も規律と、萬事萬端規律を以て之を制禦せんとするときは、其天性なる處の活氣を殺き、遂に無氣無力の死者を作るに至ると、然れどもこの論の如きは餘り極端に走りたる意見にして、殆んど取るに足らざるものなりとす。蓋し兒童は大人の如く自制の力を以て、或る程度までは、必ず整然たる規律を設けて、之に服従せしむる必要あるものにして、若し之れなきときは、却て放縱無頼の徒を作るに至ればなり。而して書き方教授の際には稍もすれば、喧噪不規律に流れ易きを以て、特に此等に關する規程を設け、兒童の行爲を律して、諸弊害の生ぜざる様になさざるべからず。今左に書き方教授に關する規程を

示すべし。

○書き方教授に關する規程

一、硯と墨とを出さしむ。

二、配水をなさしむ。

三、此間に於て教師手本の文字を黑板に書す。

四、墨を磨らしむ。

〔注意〕磨墨は凡そ十五分間位とす。墨の磨り上りたる生徒は、手を下ろして膝上に置かしむ。

五、手本の読み方及書き方を教ゆ。

〔注意〕二回目よりは只二三の兒童に之を讀ましめたるに止め、運筆若は結構法等は習字を始めたる後、教師は机間を廻りて、適宜兒童に之を教ゆべし。

六、筆及草紙等を出さしむ。

七、一回丈習ふべきを命す。

〔注意〕幼年生に對して行ふ丈けにて高等生には之を行ふの必要なし。

八、習字終らは配水番をして硯の餘水を取らしむべし。

〔注意〕豫め小桶を備へ置くを要す。

九、順次道具を仕舞はしむ。

十、手及顔面の汚否を檢すべし。

第九、清書の仕方

舊來清書は其週の最終時に於て之を行ひ、教師は兒童の認めたる文字の字劃を朱にて直し、其正しきものには圈點等を附して後兒童に返却するに止りしが、かゝる仕方にては、

手敷をなしたる丈けの効用あらざるを以て、吾人の考を以てすれば、一度直して返戻したる處を今一回習はしめ、第二回の清書にて始めて新字を習はしむる様になすときは、兒童は前回直されたる文字に充分の注意をなすを以て、其習字の上達實に著しからん。之れ吾人が舊來行はれたりし清書の一回制を排斥して二回制を主張する所以なり。

小 學 國 語 教 授 新 法 終

◎ 附 録

◎ 文部省令第十四號(明治三十三年八月二十一日)
小 學 校 令 施 行 規 則

第 一 章 教 科 及 編 制

第 一 節 教 則 (前 後 ノ 條 文 ヲ 略 ス)

第十六條 小學校ニ於テ教授ニ用フル假名及其字体ハ第一號表ニ字音假名遣ハ第二號表下欄ニ依リ又漢字ハ成ルベク其數ヲ節減シテ應用廣キモノヲ選フヘシ
尋常小學校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルベク第三號表ニ掲クル文字ノ範圍内ニ於テ之ヲ選フヘシ
第一號表

平假名	片假名	平假名	片假名
あいうえお	アイウエオ	かきくけこ	カキクケコ

録 附

が	け	げ	じ	ず	いゆいハ	あう	わう	かう	くわう	がう	ぐわう	さう	さう
ぐわ	くゑ	ぐゑ	ぢ	づ	あ行及や行	あふ	をう	かふ	がふ	がふ	ぐわう	さふ	さふ
						あう		こう	こう	ごう	ごう	さう	さう
						あふ		こふ	こふ	ごふ	ごふ		
が	け	げ	じ	ず	ゆ	ち	こ	こ	ご	そ	そ	ぞ	ぞ
依ルモ妨ナシ				依ルモ慣用ナシ例ニ									

録 附

さしすせろ	サシスセソ	わゐうゑを	ワヰウヱヲ
たちつてど	タチツテト	ん	ン
なにぬねの	ナニヌネノ	がぎぐげこ	ガキクゲコ
はひふへほ	ハヒフヘホ	ざじずぜぞ	ザジズゼゾ
まみむめも	マミムメモ	だぢづでど	ダヂヅデド
やいゆえよ	ヤイユエヨ	ばびぶべぼ	バビブベボ
らりるれろ	ラリルイロ	ばびぶべぼ	バビブベボ

第二號表

從來用ヒ來レル字音假名

い(あ行及や行)あ
う(あ行及わ行)う
に(あ行及や行)に
れ
か

新定ノ字音假名遣

い
う
え
お
か

從來慣用ノ例ニ

じう	しう	ぎう	きう	りやう	みやう	びやう	ひやう	にやう	ぢやう	ちやう	じやう	しやう
じふ	しふ	ぎふ	きふ	りよう	めう	びよう	ひよう	によう	ぢよう	ちよう	じよう	しよう
				れう		べう	へう	ねう	でう	てう	ぜう	せう
				れふ				ねふ	でふ	てふ	ぜふ	せふ
じゆ	しゆ	ぎゆ	きゆ	りよ	みよ	びよ	ひよ	によ	ぢよ	ちよ	じよ	しよ

ぎやう	きやう	らう	(にハあ行及や行)	やう	(いハあ行及や行)	ゆう	まう	ばう	ばう	はう	なう	だう	たう
ぎよう	きよう	らふ		よう		いふ	もふ	ばふ	ばふ	はふ	なふ	だふ	たふ
げう	けう	ろう		ねう		いふ		ぼう	ぼう	ほう	のう	どう	とう
げふ	けふ			ねふ						ほふ			
ぎよ	きよ	ろ		よ		ゆ	も	ば	ぼ	ほ	の	ど	と

あ	あ	あ	あ	あ	あ	あ	あ
い	い	い	い	い	い	い	い
う	う	う	う	う	う	う	う
え	え	え	え	え	え	え	え
お	お	お	お	お	お	お	お

第三號表

(一) 七三上下不丈世並丁丙 (十一字)

(二) 中 (一字)

(三) 主丸 (二字)

(四) 久之乘 (三字)

(五) 九亂乳乙也 (五字)

(六) 事 (六字)

備考 本表ハ平假名ヲ以テ示シタリト雖モ片假名ヲ用フル場合モ亦同シ

(一) 云五互井 (五字)

(二) 京交亡商 (四字)

(三) 人今仕他付代以仰件在仗休伐伯伺但位住何作使來例供依便係促俗信修
俵倉個倍倒候借催傳傷價保儀働似儉侮俸低仁令健僅僕伴俄佛僞億佳倦
備領僧併仲傘側假伸佐停優 (七十四字)

(四) 元兄先免兒充光 (七字)

(五) 入内全兩 (四字)

(六) 八公六共兵其具兼 (八字)

(七) 再冊 (二字)

(八) 冬冷涼 (三字)

(九) 凡 (一字)

(十) 出 (一字)

(十一) 刀分切列初別利到前則割刻乃刀券判 (十五字)

(十二) 方力功加助勉務勝勅勇勞勢勸劣動 (十四字)

〔勺〕勺及勺包

(四字)

〔七〕北化

(二字)

〔匹〕匹區

(二字)

〔十〕十千升午半南卒

(七字)

〔印〕印危卷卵御

(五字)

〔厘〕厘厚原

(三字)

〔去〕去參

(二字)

〔又〕又及友反取受叔

(七字)

〔口〕口古只可右各合同名向君否呈吾号告周味呼命和品問喜單器叶吉善召吸

吹唱吏后吏吐鳴

(三十八字)

〔四〕四困固國圓圖園因園回團

(十一字)

〔土〕土在地板坐坪基堪垣塲墓壁增墨垂均堅報堤堂城境埋塗堀

(三十五字)

〔士〕士壯壹壽聲

(五字)

〔久〕夏

(一字)

〔夕〕夕外多夜夢

(五字)

〔大〕大天夫失奉太奧奮奪央奇

(十一字)

〔女〕女如好妨妻姊妹始委娘婦姓妙嫌妃妾婚

(十七字)

〔子〕子字存孝學孫

(六字)

〔宅〕宅守安官定宜客室宮害家宿寄富察實寒寶寫密容宗寬

(二十三字)

〔寸〕寸寺專尊尋對將封導射

(十字)

〔小〕小少尙

(三字)

〔尤〕尤就

(二字)

〔尺〕尺居屋尾層履屈屈屬局尼

(十一字)

〔山〕山岡岩岸嶋峯崩

(七字)

〔州〕州巡川

(三字)

〔工〕工左巧差

(四字)

〔已〕已

(一字)

〔巾〕巾市布常帳帝師帶帆幅幣希帽

(十三字)

〔干〕半年幸幹

(四字)

〔玄〕幾幼

(二字)

〔广〕店府度廣庭底席廳廢

(九字)

〔爻〕延建

(二字)

〔仔〕弄

(一字)

〔弋〕式貳

(二字)

〔冂〕引弟張強弱弔弓

(七字)

〔彡〕形影

(二字)

〔才〕得彼後役從御徵往待復徒德

(十二字)

〔心〕心必忠思情意憂應惡愛憐戀忍志忘忙念忽急性怨恐恭息悔悲感愚慈慰慶

憚快怒恩慣怠恥惠忌感惜悌慾

(四十四字)

〔戈〕成我或戒戰

(五字)

〔戶〕所戶扇

(三字)

〔手〕手扱折招持指才投承拙拜拾拾授掛推搗捐打扱接拂振挾捕捌掃揃抱押

〔支〕支

(三十字)

〔支〕收政故教數改散敬敵救放敗

(十二字)

〔文〕文

(一字)

〔斗〕斗料

(二字)

〔斤〕新斤斧斷

(四字)

〔方〕方於施旅族族

(六字)

〔日〕日明是時旨春昨智曆晝晚暑暮早暇昔隴峻易晴曇暴景星暗

(二十五字)

〔日〕書會最替曲

(五字)

〔月〕月朝有望期服

(六字)

〔木〕木本東業未末村果校株根械樂機橫檢札查朱枚染植榮樣柔松杉板材林枝

柱桑森桐梅櫻極橋梨桃東柄杯碗枯机杖枕棒桶櫛

(五十二字)

〔欠〕欠欺歎歌欲

(五字)

〔止〕止正此步武歲歸

(七字)

附

錄

〔歹〕死殘

(二字)

〔爻〕段殺殿

(三字)

〔母〕母每毒

(三字)

〔比〕比

(一字)

〔氏〕氏

(一字)

〔气〕氣

(一字)

〔水〕水決治法注消清滅渡滿求活水流海深淺源油泉波浦洗添港湯温溝漁漬漸

潔濱池漆汽滯河濕汝泣汁汲湖濟潮冲沈濁浴

(五十字)

〔火〕火炭灰無然照燈營烟烈災燒熱熟烟點煮

(十七字)

〔爪〕爭爲爪

(三字)

〔父〕父

(一字)

〔片〕片

(一字)

〔牛〕牛物特牧

(四字)

〔犬〕犬犯狀獸狹猫狩狂

(八字)

附

錄

〔玄〕玄

(一字)

〔玉〕玉現理球王

(五字)

〔瓜〕瓜

(一字)

〔瓦〕瓦瓶

(二字)

〔甘〕甘甚

(二字)

〔生〕生產

(二字)

〔用〕用

(一字)

〔田〕田由申男町界畝留略番當畜甲畫

(十四字)

〔疒〕疒痛療

(三字)

〔爻〕登發

(二字)

〔白〕白百皆的皇

(五字)

〔皮〕皮

(一字)

〔皿〕益盛盜皿益盡

(六字)

〔目〕目直相眞眼睡眠省

(八字)

- [矢]知短矢 (三字)
- [石]石破砂硯磨砲 (六字)
- [示]示神社祖祝禁禍福祭禮 (十字)
- [禾]私秋租稅種秒稻稗積穗移程穀科 (十四字)
- [穴]空穴窓 (三字)
- [立]立童端競 (四字)
- [竹]第等竹笑筆答算箱節築籍籠笠箸 (十四字)
- [米]粉精粗粟糖粒 (六字)
- [系]系約納紙級線細終組結紉綿緋總縣繫絹縫織繕縮紅紫綠縱紺細紀緒 (二十九字)
- [缶]缺 (一字)
- [网]置罪署 (三字)
- [羊]美義羊 (三字)
- [羽]羽翌習 (三字)

- [老]老考者 (三字)
- [耒]耒耕 (一字)
- [耳]耳聞職 (三字)
- [肉]肉肥育肴胸能腐腹肩背膾 (十一字)
- [臣]臣 (二字)
- [自]自臭 (二字)
- [至]至致臺 (三字)
- [白]白舊 (一字)
- [舌]舌舍 (二字)
- [舛]舛舞 (一字)
- [舟]舟船般艦 (四字)
- [良]良頁 (一字)
- [色]色 (一字)
- [艸]花芽苗若苦茶草荒荷菊菓菜落葉著蕀薪藥藍蒸萬藝 (二十三字)

附

錄

- [虎]處 (一字)
- [虫]虫蜂蜜蠶 (四字)
- [血]血 (一字)
- [行]行術術 (三字)
- [衣]衣表裘袋被裁裏製補 (九字)
- [西]西娶 (二字)
- [見]見規親 (三字)
- [角]角 (一字)
- [言]言計訓記設許詔評試話認誘語誠說誰調談請論諸謝謹證警譯議讓課變 (三十四字)
- 講詰識 (一字)
- [谷]谷 (一字)
- [豆]豆豐 (二字)
- [豕]豚 (一字)
- [貝]貞負財貧貫實貯貴買貨費賀實資賦賜賞賢賣賤質賴貨贈貝 (二十五字)

附

錄

- [赤]赤 (一字)
- [走]走起越趣 (四字)
- [足]足跡路 (三字)
- [身]身 (一字)
- [車]車軍載輕轉軒 (六字)
- [辛]辭 (一字)
- [辰]農 (一字)
- [辵]込近迎返述迷追退送通速造連進遊運過道達遠遣適遲選遺避週辻邊過 (三十二字)
- 途 (三十二字)
- [邑]郡郵都鄉部 (五字)
- [酉]酒配酢醫醫 (五字)
- [里]里重野量 (四字)
- [金]金釜銀銅錢鋪鐵鎌鉛釘針鋤鋸鎗鑿鍋鐘鏡鉢鈞銃鐵 (二十三字)
- [長]長 (一字)

(門)門閉開間關 (五字)
 (阜)防附限陞院降除陸隊際隣險陽陰陶階障 (十七字)
 (隹)雀集雁雜難雞 (六字)
 (雨)雨雪雲雷電霜露震 (八字)
 (青)青靜 (二字)
 (非)非 (二字)
 (面)面 (二字)
 (革)革鞅靴 (三字)
 (音)音 (二字)
 (頁)頃順預頭題顏額類頤頤 (十字)
 (風)風 (二字)
 (飛)飛 (二字)
 (食)食飲飯飽飾餅養餘 (八字)
 (首)首 (二字)

(香)香 (二字)
 (馬)馬騎驚驛馱 (五字)
 (骨)骨體 (二字)
 (高)高 (二字)
 (影)髮 (二字)
 (鬼)魂 (二字)
 (魚)魚 (二字)
 (鳥)鳥 (二字)
 (麥)麥 (二字)
 (麻)麻 (二字)
 (黃)黃 (二字)
 (黍)黍 (二字)
 (黑)黑 (二字)
 (鼻)鼻 (二字)

〔齒〕齒齡

(二字)

備考 本表ノ漢字中零字ニテ廣ク通用セルモノハ之ヲ使用スルモ妨ナシ

人名地名及本表ニ掲ケサル物名等ニシテ特ニ漢字ニテ示スヘキ必要アルモノハ之ヲ加ヘ授クルモ妨ケナシ

附

録

明治三十四年六月二十日印刷
 明治三十四年七月一日發行

定價金參拾五錢

著者 比佐祐次郎

東京市神田區錦町三丁目十六番地

發行者 林平次郎

東京市日本橋區通三丁目六番地

印刷者 白土幸力

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所 三光堂

東京市神田區美土代町二丁目一番地

著作權所有

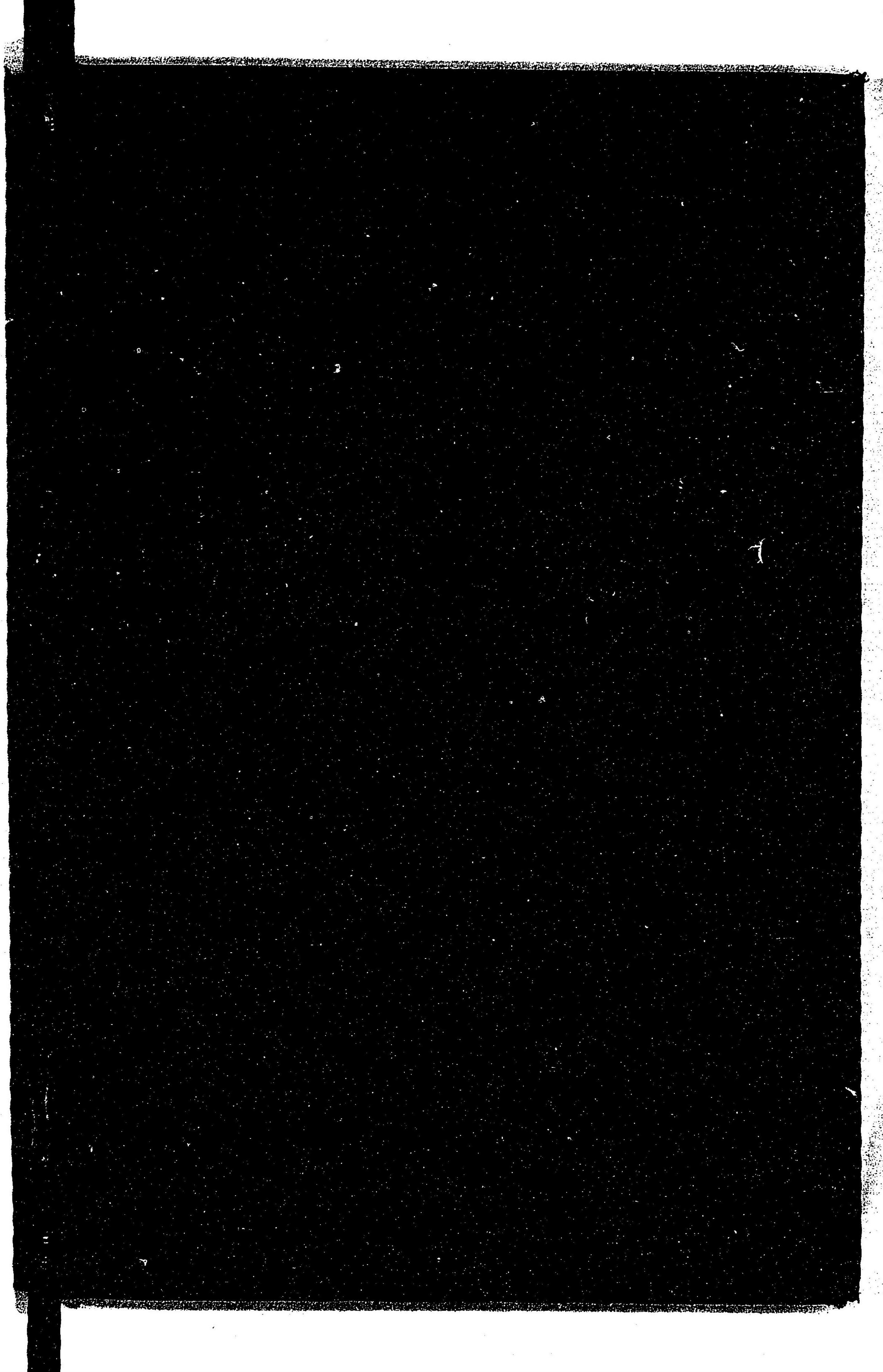
發行所

東京市日本橋區通三丁目六番地

六合館書店

170

103
12



048257-000-9

263.2-12

小学国語教授新法

比佐 祐次郎 / 著

M34

BEF-2275



